## 使用済燃料貯蔵事業許可基準規則/事業変更許可申請書記載事項 整理表 (1/2)

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設.	保安規定	
			第1回	第2回以降	<b>水</b> 火 水 八
(津波による損傷の防止) 5十条 使用済燃料貯蔵施設は、その供用中に当該使 用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ る津波に対して基本的安全機能が損なわれるおそれ がないものでなければならない。	総論であり、以下の適用方針に基づき適用する。	_	_	_	_
【解釈】 第10条(津波による損傷の防止) 1 第10条に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある津波」(以下「基準津波」という。)は、 実用炉設置許可基準解釈第5条1及び2を準用して策定すること。		a. 事業許可基準規則解釈第 10 条 1 については, 既往の知			
【解釈】 第10条(津波による損傷の防止) 2 第10条の「基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する使用済燃料貯蔵施設の設計に当たっては、以下の方針によること。  - 基本的安全機能を確保する上で必要な施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。	四. 1. ロ. (7) a. 既往の知見を大きく上回る仮想的大規模津波を想定し、これを基準津波に相当する津波として、津波防護施設及び浸水防止設備の設置による遡上波の到達や流入の防止は行わず遡上波が使用済燃料貯蔵施設に到達する前提とする。	b. 事業許可基準規則解釈第10条2及び3については、仮			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
			第1回	第2回以降	7103170
(解釈) 第10条(津波による損傷の防止) 2 第10条の「基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する使用済燃料貯蔵施設の設計に当たっては、以下の方針によること。  二 基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、遡上波によって基本的安全機能を損なうおそれがないこと。なお、「基本的安全機能を損なうおそれがないこと」には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置して、遡上波の到達又は流入を防止することを含む。	四、1. 口、(7) a. 既往の知見を大きく上回る仮想的大規模津波を想定し、これを基準津波に相当する津波として、津波防護施設及び浸水防止設備の設置による遡上波の到達や流入の防止は行わず遡上波が使用済燃料貯蔵施設に到達する前提とする。	関する規則」及び同解釈の適用 b. 事業許可基準規則解釈第10条2及び3については、仮 相的大規模津波による瀬上波の使用落燃料貯蔵施設への			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文 申請書添付書類	<b>設</b> .	工認	保安規定	
间的盔中/舰列及U间的盔中/舰列/押/(		I NU E IAM I E VA	第1回	第2回以降	W S Mile
		貯蔵区域については、貯蔵建屋が健全であれば機器搬出入口からの大規模な浸水は考えられないが、津波波力による受入れ区域の損傷を仮定することから、期間は限定されるが貯蔵区域の機器搬出入口が開放されている場合を考慮し、受入れ区域と同様の浸水を考慮する。 添付六 1.2.9 津波による損傷の防止			
		適合のための設計方針 既往の知見を大きく上回る仮想的大規模津波を想定 し、これを基準津波に相当する津波として、津波防護施設 及び浸水防止設備の設置による遡上波の到達や流入の防 止は行わず遡上波が使用済燃料貯蔵施設に到達する前提 とする。			
【解釈】 第10条(津波による損傷の防止) 3 上記2の遡上波の到達防止に当たっては、実用 炉設置許可基準解釈第5条3の一の②を準用す ること。	四. 1. ロ. (7) a. 既往の知見を大きく上回る仮想的大規模津波を想定 し,これを基準津波に相当する津波として,津波防護 施設及び浸水防止設備の設置による遡上波の到達や 流入の防止は行わず遡上波が使用済燃料貯蔵施設に 到達する前提とする。		_		_
		添付六 1.2.9 津波による損傷の防止 適合のための設計方針 既往の知見を大きく上回る仮想的大規模津波を想定 し、これを基準津波に相当する津波として、津波防護施設 及び浸水防止設備の設置による遡上波の到達や流入の防 止は行わず遡上波が使用済燃料貯蔵施設に到達する前提 とする。			
【解釈】 第10条(津波による損傷の防止) 4 上記2の二の津波防護施設、浸水防止設備及び 津波監視設備を設置する場合には、実用炉設置許 可基準解釈第5条3の二及び五から七までの方 針を準用すること。	し、これを基準津波に相当する津波として、津波防護	c. 事業許可基準規則解釈第 10 条 4 については, 仮想的大	_	_	

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設-	保安規定	
			第1回	第2回以降	1,1,5,0,5,0
		添付六 1.2.9 津波による損傷の防止 適合のための設計方針 既往の知見を大きく上回る仮想的大規模津波を想定 し,これを基準津波に相当する津波として,津波防護施設 及び浸水防止設備の設置による遡上波の到達や流入の防 止は行わず遡上波が使用済燃料貯蔵施設に到達する前提 とする。			

## 使用済燃料貯蔵事業許可基準規則/事業変更許可申請書記載事項 整理表 (2/2)

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日) *1 及び 「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄セ		申請書添付書類	設□	<b>工認</b>	保安規定
ンターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規 制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年 8月21日)*2			第1回	第2回以降	
「審査の状況について」*1 における適用項目 事業許可基準規則の解釈(第9条に係る別記2)において,基準地震動によって貯蔵建屋が損傷した場合に基本的安全機能が損なわれるおそれがないこととして,次の事項を満たすことを確認する。 建屋が損傷した場合も同事項を満たすことを確認する。 a)金属キャスクが有する基本的安全機能が損なわれるおそれがないこと b)適切な復旧手段及び復旧期間において,損傷を受けた貯蔵建屋の遮蔽機能及び除熱機能が回復可能であること c)上記の復旧期間において,事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないこと	損傷に伴う落下物等に対して金属キャスクの閉じ込め機能が維持されることを確認する。 b)及びc)について 「新規制基準適合性審査について」*2に基づき受入れ 区域の外壁及び天井の遮蔽機能の喪失を仮定し、金属 キャスク損傷部の遮蔽性能復旧等を考慮して線量を				
「審査の状況について」*1 における適用項目 貯蔵建屋の損傷の有無は, 仮想的大規模津波に対して水 深係数3を用いた波圧によって評価する	四. 1. ロ. (7) b. 使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵区域は波力に耐えるよう設計するとともに、貯蔵されている金属キャスクの基本的安全機能が貯蔵区域の浸水により損なわれないよう設計する。 c. 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵区域に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計する。	貯蔵建屋のうち貯蔵区域については、仮想的大規模津 波に対して水深係数3を用いた波圧に対し耐性を有する ことを確認する。 貯蔵建屋のうち受入れ区域については、仮想的大規模 津波による損傷を仮定し、津波により貯蔵建屋が損傷し た場合に満たすべき事項として上記審査方針に示される ①金属キャスクが有する基本的安全機能が損なわれるお それがないこと、②適切な復旧手段及び復旧期間におい			

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日)*1 及び「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
			第1回	第2回以降	
		(1) 貯蔵建屋の耐性評価の確認項目 貯蔵建屋の耐性評価として、以下の項目につき確認を 行う。			

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日)*1 及び「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2		申請書添付書類	設	保安規定	
			第1回	第2回以降	
		添付六 1.2.9 津波による損傷の防止 適合のための設計方針 使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵区域は波力に耐えるよう設 計するとともに、貯蔵されている金属キャスクの基本的 安全機能が貯蔵区域の浸水により損なわれないよう設計 する。 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を 仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金 属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復 旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵建屋 に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、 事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計す る。			
「審査の状況について」*1 における適用項目 貯蔵建屋の上部構造物の落下(受入れ区域では天井クレーンの落下等)による衝撃荷重に対して基本的安全機能が維持されること(閉じ込め機能ではバウンダリの維持	下記の4項目をもって適用していると判断する。	_	_	_	_
等) 「新規制基準適合性審査について」*2 における適用項目 建屋受入れ区域の損傷に伴い生じうる架構鉄骨の落下において、金属キャスクへの衝撃を緩和する又は回避する措置を検討し、多重の閉じ込め構造を有する金属キャスクの密封性能が確実に維持できること	四. 1. ロ. (7) c. 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵区域に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計する。	損傷を仮定する受入れ区域には金属キャスクを貯蔵しないが、搬入・搬出時に津波の襲来を受けた場合を仮定して、上記①に関し、落下物等による衝撃荷重に対して基本的安全機能が維持されることを確認する。			

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日)*1 及び「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2	申請書本文	申請書添付書類	設.	保安規定	
			第1回	第2回以降	
		添付六 1.2.9 津波による損傷の防止 適合のための設計方針 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を 仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金 属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復 旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵建屋 に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、 事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計す る。			
「新規制基準適合性審査について」*2 における適用項目 (緩衝材等なしの場合に適用) ・評価方法の妥当性	四. 1. ロ. (7) c. 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵区域に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計する。	ないが、金属キャスクの搬入・搬出時に津波の襲来を受けた場合を仮定して、受入れ区域の損傷に伴う落下物等に対して密封性能が維持されることを確認する。 (1) 衝突想定条件について			

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日) *1 及び 「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄セ	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
ンターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2			第1回	第2回以降	
		設定する衝突想定条件を第1.1-3表に示す。			
		d. 津波漂流物について			
		津波漂流物については、受入れ区域の側壁が仮に損傷			
		しても、貯蔵建屋外からの大型の漂流物が支障なく貯蔵			
		建屋内に流入し高速で金属キャスクに衝突する可能性は			
		小さいと考えられ、津波漂流物の衝突を仮定しても、落下			
		物による衝突想定条件に包含される。			
		(2) 構造評価について			
		金属キャスクの閉じ込め機能評価を、金属キャスクの			
		蓋部に衝突荷重を与えた状態を模擬して構造評価により 行う。			
		構造評価の入力条件となる落下物の衝突荷重は,(1)で			
		設定した衝突想定条件に基づき工学式により設定するこ			
		ととし、保守的な衝突荷重となるよう前提条件を与える。			
		天井クレーンの落下については、北側のサドル部が金			
		属キャスクに衝突して塑性変形する状態が衝突荷重とし			
		て厳しいと考えられることから、天井クレーンの塑性変			
		形に要するエネルギに基づき衝突荷重を設定する。			
		天井スラブの落下については、天井スラブが受入れ区			
		域の天井と平行に落下して金属キャスク頂部に衝突し、			
		フランジ部の外周でせん断破壊する状態が衝突荷重とし			
		て厳しいと考えられることから、天井スラブがせん断破			
		壊する際の応力に基づき衝突荷重を設定する。			
		(3) 判定基準について			
		金属キャスクの密封境界部がおおむね弾性範囲内にと どまることとする。密封境界部の範囲は閉じ込め機能を			
		担保する一次蓋締付ボルト及び密封シール部とし、おお			
		むね弾性範囲内にとどまることとして、胴体の一次蓋密			
		封シール部及び一次蓋の密封シール部に塑性変形がみら			
		れないこと並びに一次蓋用締付ボルトのボルト応力が降			
		伏応力を超えないこととする。			
		添付六 1.2.9 津波による損傷の防止			
		適合のための設計方針			
		使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については,損傷を			
		仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金			
		属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また <mark>適切な復</mark>			

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁、平成31年2月6日) *1 及び 「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄セ		申請書添付書類	設	保安規定	
ンターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規 制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年 3月21日)*2			第1回	第2回以降	
		旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵建屋 に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、 事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計す る。			
「新規制基準適合性審査について」*2 における適用項目 (緩衝材等なしの場合に適用) ・横ずれ量の判定基準の妥当性	四. 1. ロ. (7) c. 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵区域に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計する。	金属キャスクへの落下物等の衝突により漏えいに至る ためには、①落下物等の衝突により金属キャスク内の多			
「新規制基準適合性審査について」*2 における適用項目 (緩衝材等なしの場合に適用) ・キャスク損傷に応じた線量評価	四. 1. ロ. (7) c. 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵区域に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計する。	損傷を仮定する受入れ区域には金属キャスクを貯蔵しないが、搬入・搬出時に津波の襲来を受けた場合を仮定し	_		_

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日)*1 及び「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2		申請書添付書類	設	保安規定	
			第1回	第2回以降	
		び仮置中の金属キャスクの損傷状況に応じて,受入れ区域の周囲や金属キャスクの損傷部への仮設遮蔽の設置等の応急復旧を実施する。			
		添付六 1.1.7.5 使用済燃料貯蔵施設の遮蔽機能 (2) 線量評価の結果 上記の評価方法に基づき敷地境界外における公衆の実 効線量を評価した結果を第 1.1-4 表に示す。敷地境界外における公衆の実効線量は年間で約 7.8×10-1mSv であり,年間 1 mSv を超えない。			
		添付六 1.2.9 津波による損傷の防止 適合のための設計方針 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を 仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金 属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復 旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵建屋 に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、 事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計す る。			
「審査の状況について」*1 における適用項目 復旧期間を含む 1 年間の公衆の実効線量が 1mSv を超えないこと 「新規制基準適合性審査について」*2 における適 用項目 基本的安全機能のうち遮蔽機能については, 平常時 における事業所周辺の線量が建屋と相まって実効 線量で 50 $\mu$ Sv/年以下を達成できること	下記の2項目をもって適用していると判断する。 平常時における事業所周辺の線量については,「事業許可基準規則への適合性について(第四条 遮蔽等)」の 「使用済燃料貯蔵建屋の遮蔽設計」を参照		_	_	_
	四. 1. ロ. (7) c. 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷 を仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされてい る金属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適 切な復旧手段及び復旧期間において金属キャスク及 び貯蔵区域に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復す	突により遮蔽機能が低下する場合を仮定して線量を評価 し、敷地境界外における公衆の実効線量が遮蔽機能の復	_	_	0

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日)*1 及び「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2	申請書本文	申請書添付書類	設。	保安規定	
			第1回	第2回以降	
「新規制基準適合性審査について」*2 における適用項目ただし、仮想的大規模津波により建屋受入れ区域が損傷する場合は、応急復旧による遮蔽機能の回復を考慮して公衆の受ける実効線量が 1mSv/年を超えないこと	ることにより、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計する。	線量評価は、添付書類七「5. 平常時における公衆の線量評価」と同様の計算方法によることとし、評価目的を踏まえ以下の条件を反映する。 a. 貯蔵区域の金属キャスクの線源強度及び放射線の線質は、「3. 使用済燃料貯蔵設備本体」の 3.3(2)における金属キャスクの遮蔽評価結果と同等になるよう設定する。 b. 受入れ区域の金属キャスクの基数は最大となる 8 基とし、落下物等による中性子遮蔽材の損傷を仮定して金属キャスクが健全な場合の線量と中性子遮蔽材損傷部からの線量のそれぞれを計算し合算する。線源強度、放射線の線質及び表面エネルギスペクトルは「3. 使用済燃料貯蔵設備本体」の 3.3(2)における金属キャスクの遮蔽評価結果と同等になるよう設定し、中性子遮蔽材損傷部については、金属キャスク本体胴表面の線束が損傷部から生じているものとして設定する。 (a) 受入れ区域の損傷によりクレーンガーダが落下して金属キャスクに衝突し、外筒を貫通して中性子遮蔽材を損傷させるものとする。クレーンガーダは金属キャスクの仮置エリア付近にある5本がそれぞれ1基の金属キャスクの中性子遮蔽材を損傷するものとする。 (b) 金属キャスクの中性子遮蔽材の損傷状態は、落下物の角部が衝突して外筒を貫通し、本体胴で止まるまでに中性子遮蔽材を欠落させるものとし、水平状態の金属キャスクの上部の中性子遮蔽材が、径方向に平行に幅0.3mで損傷するものとする。 c. 貯蔵建屋の状態は、受入れ区域の損傷を仮定して受入れ区域の外壁及び天井の遮蔽機能の喪失を仮定する。なお、遮蔽機能の復旧として、受入れ区域の遮蔽機能の復旧は考慮しないが、金属キャスク損傷部の遮蔽機能の復旧と考慮する。復日期間は前者を3ヶ月、後者を1ヶ月とする。 d. 線量の計算は、受入れ区域の金属キャスクからの寄与が大きいことから、受入れ区域の金属キャスクからの寄与			

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日)*1 及び「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2	申請書本文	申請書添付書類	設 <sup>-</sup> 第1回	工認 第2回以降	保安規定
8月21日)"2		外について行う。 (2) 線量評価の結果 上記の評価方法に基づき敷地境界外における公衆の実 効線量を評価した結果を第 1.1-4 表に示す。敷地境界外 における公衆の実効線量は年間で約 7.8×10·1mSv であ り、年間 1 mSv を超えない。  添付六 1.2.9 津波による損傷の防止 適合のための設計方針 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域については、損傷を 仮定しても、落下物等の衝突により仮置きされている金 属キャスクの閉じ込め機能が損なわれず、また適切な復 旧手段及び復旧期間において金属キャスク及び貯蔵建屋 に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能を回復することにより、 事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないよう設計す る。			
「審査の状況について」*1における適用項目事業許可基準規則第13条(安全機能を有する施設)の解釈に基づき,衝撃を受けた金属キャスクの基本的安全機能を確認するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理ができることとともに,金属キャスクを当該使用済燃料貯蔵施設外へ搬出するために必要な確認ができること	四. 1. ロ. (7) d. 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域の損傷により衝撃を受けた金属キャスクの基本的安全機能を確認するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理を行い、金属キャスクを使用済燃料貯蔵施設外へ搬出するために必要な確認を行う手段を講ずる。また、津波襲来後の敷地内の浸水により通常の監視機能が喪失するため、必要な体制を整備するとともに、使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵区域に貯蔵されている金属キャスクの遮蔽機能、閉じ込め機能及び除熱機能の確認を行う代替計測や放射線管理、津波襲来後の活動等に必要な手段を講ずる。	事業許可基準規則解釈第 13 条に基づき,衝撃を受けた 金属キャスクの基本的安全機能を確認するための検査及 び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修 理を行い,金属キャスクを使用済燃料貯蔵施設外へ搬出 するために必要な確認を行う手段を講ずる。 (5) 敷地内の浸水を想定した対策 貯蔵建屋,事務建屋等の仮想的大規模津波による浸水 を想定することから,衝撃を受けた金属キャスクの対策			

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日)*1 及び「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2	申請書本文	申請書添付書類		工認	保安規定
			第1回	第2回以降	
од 21 н) "2		遮蔽、閉じ込め、除熱及び臨界防止の各基本的安全機能につき、初期確認、保守・修理及び搬出に必要な試験・検査として実施する項目を第1.1-5表に示す。 衝撃を受けた金属キャスクについて、遮蔽、閉じ込め、除熱及び臨界防止の各基本的安全機能に関する初期確認を行うとともに、落下物の状況等を確認して、衝突事象が既往の評価条件に包絡されていることを確認する。金属キャスクの保守・修理として、漏えい箇所への実施可能な漏れ止め材の充填や漏れ止め溶接の実施、遮蔽材の欠損の補修等必要な追加補修を行う。金属キャスクを搬出する際には「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に基づき遮蔽性、密封性、除熱性、未臨界性、構造健全性等について必要な確認を行う手段を講ずる。  添付六 1.1.7.7 敷地内の浸水を想定した対策を講ずる。  津波襲来後の活動は、敷地内状況の目視確認、外部への被災状況の通報連絡、金属キャスクの可視範囲や周辺状況の目視確認及び放射線測定等とする。 一方、貯蔵区域で貯蔵中の金属キャスクは受入れ区域の損傷による影響を受けず基本的安全機能が損なわれるおそれはないが、津波襲来後の敷地内の浸水により通常の監視機能が喪失するため、外部支援等の準備が整い次第、代替計測を実施する手段を講ずる。また、津波襲来後の活動に必要な活動拠点や災害対応用電源、資機材等を準備するとともに、津波襲来後は、速			
		やかに体制を整備する。資機材は、一定の期間外部からの 支援に期待できないこと及び調達の可能性を考慮して準 備する。			
		添付六 1.2.9 津波による損傷の防止 適合のための設計方針 使用済燃料貯蔵建屋の受入れ区域の損傷により衝撃を 受けた金属キャスクの基本的安全機能を確認するための 検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守			

「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について」(原子力規制庁,平成31年2月6日)*1 及び「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄セ	申請書本文	申請書添付書類	設工	設工認 保	
ンターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準適合性審査について」(原子力規制庁,令和元年8月21日)*2			第1回	第2回以降	
		及び修理を行い、金属キャスクを使用済燃料貯蔵施設外 へ搬出するために必要な確認を行う手段を講ずる。また、 津波襲来後の敷地内の浸水により通常の監視機能が喪失 するため、必要な体制を整備するとともに、使用済燃料貯 蔵建屋の貯蔵区域に貯蔵されている金属キャスクの遮蔽 機能、閉じ込め機能及び除熱機能の確認を行う代替計測 や放射線管理、津波襲来後の活動等に必要な手段を講ず る。			

## 使用済燃料貯蔵事業許可基準規則/事業変更許可申請書記載事項 整理表

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
	Пинату	I HU E WILL EVY	第1回	第2回以降	VN S /VL/C
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学 的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 量を考慮すること。 2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスク が、必要に応じてその他の構築物、系統及び機 器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安 全機能を維持できること。	ターの敷地及びその周辺で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む自然現象による荷重の組合せに遭遇した場合においても基本的安全機能を損なわない設計とする。	1 について 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象(地震及 び津波を除く。)が発生した場合においても基本的安全機 能を損なわない設計とする。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
	中明音个人	个明音 <b>称</b> 的自然	第1回	第2回以降	<b>小女</b> 观定
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺において想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止)2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。一使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスクが、必要に応じてその他の構築物、系統及び機器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を維持できること。 3 第2項に規定する「想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となな意によるもの(故意となるもの(故意によるもの(故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について」(平成14・07・29原院第4号(平成14年7月30日原子力安全・保安院制定))等を参考に、防護設計の要否について確認すること。故の種類と施設までの距離との関連においては、事故の種類と施設までの距離との関連においては、事故の種類と施設までの距離との関連においては、事故の種類と施設までの距離との関連においては、事故の種類と施設までの距離との関連においては、事故の種類と施設までの距離との関連においては、事故の影響を評価した上で、必要な場合、基本的安全機能を確保する上で必要な 施設が適切に保護されていることを確認すること。	センターの敷地又はその周辺において想定される飛	2 について 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺において			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺 において想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全 性を損なわせる原因となるおそれがある事象であっ て人為によるもの(故意によるものを除く。)に対し て基本的安全機能を損なわないものでなければなら ない。		1 について	_	_	_

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
HI JAH I MUNIMUS HI JAH I MUNIMUS	T MIX ET 124	I HIS ELIVERY	第1回	第2回以降	VI-507987C
Francis Veter and to the last a section of the sect	壊及び船舶の衝突については,立地的要因により設計				
【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャス	上考慮する必要はない。	敷地付近で過去における地滑りによる被害の記録はない。また、敷地付近の地形及び地質の状況から判断して、地滑りに対する特別な考慮は不要である。			
クが、必要に応じてその他の構築物、系統及び 機器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的 安全機能を維持できること。		2 について (2) ダムの崩壊 リサイクル燃料備蓄センター周辺には、ダムの崩壊			
3 第2項に規定する「想定される当該使用済燃料 貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそ れがある事象であって人為によるもの(故意によ るものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況		により影響を及ぼすような河川はないことから、ダム の崩壊を考慮する必要はない。 (6) 船舶の衝突 リサイクル燃料備蓄センターの敷地は、標高約20m			
を基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等をいう。 なお、「航空機落下」については、「実用発電用		〜約30mのなだらかな台地に位置し、造成高は標高16mであり、かつ、敷地前面の海岸からの離隔は約500mあることから、船舶の衝突を考慮する必要はない。			
原子炉施設への航 空機落下確率の評価について」(平成 14・07・29 原院第 4 号 (平成 1 4 年 7 月 3 0 日原子力安全・保安院制定)) 等を参考に、防護設計 の要否について確認すること。ま		添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及 ぼす可能性のある事象 (4) その他自然災害等 a. 自然災害			
た、近隣工場等における事故については、事故の 種類と施設までの距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、基本的安全機能 を確保する上で必要な 施設が適切に保護されて		(c) 地震及び津波以外の想定される自然現象 洪水については、敷地の地形及び表流水の状況 から判断して、敷地が被害を受けることは考えら			
いることを確認すること。		れない。 地滑りについては、敷地付近の地形及び地質の 状況から判断して、地滑りに対する特別な考慮は 不要である。			
		b. 使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)			
		(a) ダムの崩壊 リサイクル燃料備蓄センター周辺には, ダムの 崩壊により影響を及ぼすような河川はないことか			
		ら、ダムの崩壊を考慮する必要はない。 (c) 船舶の衝突 リサイクル燃料備蓄センターの敷地は、標高約			
		20m~約 30mのなだらかな台地に位置し,造成高			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
#I JAT/YUNJ//O #I JAT/YUNJ/JT/V	THIETTA	1 80 8 80 11 8 78	第1回	第2回以降	VN 527947C
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学 的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。 2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャス クが、必要に応じてその他の構築物、系統及び 機器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的 安全機能を維持できること。	四. 1. ロ. (8). b. (続き) 生物学的事象については、事象の進展が緩慢である こと及び使用済燃料貯蔵施設は、金属キャスクを静的 に貯蔵する施設であり、生物学的事象により電源喪失 に至った場合でも基本的安全機能が損なわれるおそ れがないことから設計上考慮する必要はない。	1 について (10) 生物学的事象 生物学的事象として、つる植物等の植物による給気 口及び排気口の閉塞、鳥等の小動物による給気口及び 排気口の閉塞及びネズミ等の小動物による電源喪失等 が考えられる。植物による給気口及び排気口の閉塞は 事象の進展が緩慢であり、定期的な巡視により防止が 可能である。鳥等の小動物による給気口及び排気口の 閉塞についても事象の進展は緩慢であり、自主的にバードスクリーン等を設置するとともに定期的な巡視に より防止が可能である。また、使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であり、電源喪失により基本的安全機能が損なわれるおそれはない。  添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象 (4) その他自然災害等			()
		a. 自然災害 (c) 地震及び津波以外の想定される自然現象 生物学的事象については、植物や小動物による 使用済燃料貯蔵建屋給排気口の閉塞は事象の進展 が緩慢であり、使用済燃料貯蔵建屋給排気口への 自主的なバードスクリーン等の設置や定期的な巡 視により、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能 を損なうおそれはない。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺において想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止)2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。一使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスクが、必要に応じてその他の構築物、系統及び機器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を維持できること。 3 第2項に規定する「想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊突、電磁的障害等をいう。なお、「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について」(平成14・07・29原院第4号(平成14年7月30日原子力安全・保安院制定))等を参考に、防護設計の要否について確認すること。また、近隣工場等における事故については、事故の種類と施設までの距離との関連においてその影響を確保する上で必要なを施設が適切に保護されていることを確認すること。	貯蔵期間中は金属キャスク及び各設備の点検、保守等の実施時以外に使用済燃料貯蔵建屋に人員が常駐することはなく、外部火災に伴う有毒ガスの流入時には使用済燃料貯蔵建屋内の人員は迅速に避難することから、設計上考慮する必要はない。	外部火災による二次的影響として,ばい煙及び有毒ガスにより防護施設の基本的安全機能が損なわれるおそれ			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺 において想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全 性を損なわせる原因となるおそれがある事象であっ て人為によるもの(故意によるものを除く。)に対し て基本的安全機能を損なわないものでなければなら	四.1. ロ.(8). b.(続き) 電磁的障害については,使用済燃料貯蔵施設は,電 磁干渉や無線電波干渉によって基本的安全機能を損 なうことはないため,設計上考慮する必要はない。		_		_

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
#1 JE 1 //55/12/15 #1 JE 1 //55/1/17 V			第1回	第2回以降	71777927
ない。		的障害を考慮する必要はない。			
【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスク が、必要に応じてその他の構築物、系統及び機 器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安 全機能を維持できること。		添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象 (4) その他自然災害等 b. 使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)			
3 第2項に規定する「想定される当該使用済燃料 貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれ がある事象であって人為によるもの(故意による ものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を 基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下 等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒 ガス、船舶の衝突、電磁的障害等をいう。 なお、「航空機落下」については、「実用発電用 原子炉施設への航空機落下確率の評価につい て」(平成14・07・29原院第4号(平成14年 7月30日原子力安全・保安院制定))等を参考 に、防護設計の要否について確認すること。ま た、近隣工場等における事故については、事故の 種類と施設までの距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、基本的安全機能 を確保する上で必要な施設が適切に保護されて いることを確認すること。		(d) 電磁的障害 使用済燃料貯蔵施設は、電磁干渉や無線電波干 渉によって基本的安全機能を損なうことはないた め、電磁的障害を考慮する必要はない。			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学 的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重	現象については、その特徴を考慮し、必要に応じて異種の自然現象の重畳を考慮する。重畳を考慮する自然現象の組合せについては、使用済燃料貯蔵施設で設計上の考慮を必要とする自然現象(地震及び津波を除く。)として抽出された風(台風)、竜巻、低温・凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響(降下火砕物)及び森林火災の8事象について、以下の観点から重畳を考慮する必要性を検討する。 ・自然現象に伴う荷重の影響の現れ方(影響の現れ方が異なる組合せ、影響の大きさが一方の自然現	1 について 使用済燃料貯蔵施設の設計において考慮する自然現象 については、その特徴を考慮し、必要に応じて異種の自 然現象の重畳を考慮する。重畳を考慮する自然現象の組 合せについては、使用済燃料貯蔵施設で設計上の考慮を 必要とする自然現象(地震及び津波を除く。)として抽出 された風(台風)、竜巻、低温・凍結、降水、積雪、落雷、 火山の影響(降下火砕物)及び森林火災の8事象につい て、以下の観点から重畳を考慮する必要性を検討する。 ・自然現象に伴う荷重の影響の現れ方(影響の現れ方			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設:	工認	保安規定
#1 321 / MAXING #1 322 / MAXING		1 10 11 10/11 11 795	第1回	第2回以降	VII-3/1907C
<ul> <li>畳を考慮すること。</li> <li>2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスクが、必要に応じてその他の構築物、系統及び機器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を維持できること。</li> </ul>	が相殺される組合せについては、重畳を考慮する 自然現象の組合せから除外される) ・複数の自然現象が同時に発生する可能性(同時に 発生する可能性が合理的に考えられない自然現 象の組合せ及び発生可能性が小さく継続時間も 短い自然現象の組合せについては、重畳を考慮す る自然現象の組合せから除外される) 検討の結果、使用済燃料貯蔵建屋に対する荷重の観 点から、積雪、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)の組合せによる重畳を考慮することとし、使用済 燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なわないよう設 計及び運用にて考慮する。 なお、「第九条(地震による損傷の防止)」、「第十条 (津波による損傷の防止)」の条項において考慮する 自然現象との重畳については、それぞれの条項で考慮 する。	から、積雪、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)の 組合せによる重畳を考慮することとし、使用済燃料貯蔵 施設の基本的安全機能を損なわないよう設計及び運用に			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学 的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。 2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスク が、必要に応じてその他の構築物、系統及び機 器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安 全機能を維持できること。	書類四の「2.2.3 最寄りの気象官署等における一般気象」に示すとおりであるが、風荷重に対する設計は、地方毎に過去の台風の記録等を考慮した建築基準法に基づいて行う。	(1) 一般気象 むつ特別地域気象観測所の 2012 年までの観測記録に よれば、最低気温-22.4℃ (1984年2月18日),日最大 降水量 162.5mm (1981年8月22日),積雪の深さの月最 大値 170cm(1977年2月15日)及び最大瞬間風速38.9m/s (1961年5月29日)である。 函館海洋気象台の2012年までの観測記録によれば、最 低気温-19.4℃ (1900年2月14日),日最大降水量 176.0mm(1939年8月25日),積雪の深さの月最大値91cm (2012年2月27日)及び最大瞬間風速46.5m/s (1999年 9月25日)である。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
可可盈平规则及证可盈平规则开机	<b>下明日个人</b>	小. 凹目如门目24	第1回	第2回以降	<b>水</b> 女/%
		最寄りの気象官署における主な観測記録を第 2.2-4			
		表から第2.2-15表に示す。			
		この地方に影響を与えた主な台風を第 2.2-16 表及び			
		第2.2-17表に示す。			
		(2) 極値			
		むつ特別地域気象観測所の観測記録によれば、最高気			
		温 34.2℃ (1994 年 8 月 12 日),最低気温-22.4℃ (1984			
		年2月18日),日最大降水量162.5mm(1981年8月22			
		日),積雪の深さの月最大値 170cm(1977 年 2 月 15 日)			
		及び最大瞬間風速 38.9m/s(1961 年 5 月 29 日)である。			
		函館海洋気象台の観測記録によれば,最高気温 33.6℃			
		(1999年8月4日),最低気温-19.4℃(1900年2月14			
		日), 日最大降水量 176.0mm (1939 年 8 月 25 日), 積雪の			
		深さの月最大値 91cm(1985 年 2 月 10 日)及び最大瞬間			
		風速 46.5m/s(1999 年 9 月 25 日)である。			
		添付六 1.2.10 外部からの衝撃による損傷防止			
		適合のための設計方針			
		1 について			
		(2) 風(台風)			
		敷地付近で観測された最大瞬間風速は、むつ特別地			
		域気象観測所での観測記録 (1936 年~2012 年) によれ			
		ば 38.9m/s (1961 年 5 月 29 日), 函館海洋気象台での			
		観測記録(1940 年~2012 年)によれば 46.5m/s(1999			
		年9月25日)であるが、風荷重に対する設計は、地方			
		毎に過去の台風の記録等を考慮した建築基準法に基づ			
		いて行う。			
		なお、リサイクル燃料備蓄センターの敷地前面の海			
		岸からの離隔は約 500mであることから,海風による塩			
		害の可能性は否定できないが,金属キャスクのフラン			
		ジ面の保護・防錆等の観点から自主的に金属キャスク			
		の二次蓋に対策を施し、また、蓋間圧力を常時監視す			
		ることにより閉じ込め機能を確認することから,基本			
		的安全機能を損なうおそれはない。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	<b>休</b> 女
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。  【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学 的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。  2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスクが、必要に応じてその他の構築物、系統及び機 器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を維持できること。		委員会決定)(以下「ガイド」という。)に基づき実施する。 基準竜巻及び設計竜巻の設定は、竜巻検討地域の設定、基準竜巻の最大風速の設定及び設計竜巻の最大風速の設定の流れで実施する。  添付四 8.1 竜巻検討地域の設定 リサイクル燃料備蓄センターが立地する地域と気象条件の類似性を考慮し、竜巻検討地域を設定する。 リサイクル燃料備蓄センターが立地する地域は青森県北部の下北半島に位置し、陸奥湾と津軽海峡の間の狭隘な地点の津軽海峡側に立地している。青森県は、八甲田山系を境にして西側の日本海側気候区と東側の太平洋側気候区に分けられるが、津軽海峡に面した下北半島や津軽半島北部は低温と強風(やませ)を特徴とした独立の気候区を形成している。 リサイクル燃料備蓄センターの周辺における竜巻の発生状況について、気象庁が公開している「竜巻等の突風データベース (1961 年~2012 年 6 月)」(以下「気象庁竜巻データベース」という。)(1)をもとに、国際原子力機関			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
#1 124-/yux1/X 0 #1 124-/yux1/17/V	7	I NO EINNI I EINN	第1回	第2回以降	VN 92 /90/C
		ついては、ガイドを参考に、リサイクル燃料備蓄センタ			
		ーが立地する地域と気象条件の類似性, また, リサイク			
		ル燃料備蓄センター周辺における竜巻の発生状況に鑑み			
		以下の点を考慮して検討を行う。			
		(a) 国際原子力機関の基準を参考とし, リサイクル燃料			
		備蓄センターを中心とした半径 180km (約 10 万 km²)			
		の範囲を目安とする。			
		(b) 日本海側と太平洋側では気象条件が異なることを考			
		慮して、北海道南部及び東北地方北部の太平洋側を候			
		補とする。			
		(c) 竜巻検討地域の端部境界については, 分水嶺等を参			
		考に設定する。			
		(d) リサイクル燃料備蓄センターは海岸線から約 500m			
		の地点に立地しているため、ガイドを参考に海岸線か			
		ら陸側5km及び海側5kmの範囲を設定する。			
		その結果, 北海道南部の太平洋側 (白神岬~襟裳岬) 及			
		び東北地方の太平洋側(青森県竜飛岬~宮城県御崎岬)			
		の海岸線に沿った海側5km及び陸側5kmの地域(面積約			
		13,200km <sup>2</sup> ) を竜巻検討地域として設定することとする。			
		設定した竜巻検討地域を第8.1-2図に示す。			
		添付四 8.2 基準竜巻の最大風速の設定			
		基準竜巻の最大風速は、過去に発生した竜巻による最			
		大風速 (V <sub>B1</sub> ) 及び竜巻最大風速のハザード曲線による			
		最大風速 (V <sub>B2</sub> ) とを比較し, 風速の大きい値を基準竜			
		巻の最大風速として設定する。			
		(1) 過去に発生した竜巻による最大風速 (V <sub>B1</sub> )			
		竜巻検討地域で過去に発生した竜巻の抽出の結果,			
		設定した竜巻検討地域内で 1961 年~2012 年 6 月に発			
		生事例として把握された竜巻の総数は16個であり、こ			
		のうち、最も大きな規模のものはFスケールにおける			
		F 2スケール(50m/s~69m/s)である。			
		一方,竜巻影響評価ガイドの原則に従い,日本で過			
		去 (1961 年~2012 年 6 月) に発生した最大規模のもの			
		は, F3スケール (70m/s~92m/s) である。			
		前者は、基準竜巻の設定に用いたデータが過去の記			
		録に基づくものであること及び突風関連指数による解			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
#1 122 + /yux1/X O #1 122 + /yux1/11*/V		I HU HIMIT HAY	第1回	第2回以降	٧٨٩٨٧٥٨٥
		析は相対的な傾向を把握するためのものであることを			
		踏まえ,保守性を考慮し後者の最大風速 92m/s を採用			
		し, V <sub>B1</sub> =92m/sと設定する。			
		第8.2-1表に, 竜巻検討地域における過去に発生し			
		た竜巻の一覧を,第8.2-2表に,日本で過去に発生し			
		た最大竜巻の一覧を示す。			
		(2) 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(V <sub>B2</sub> )			
		竜巻最大風速のハザード曲線については、ガイドに			
		基づき、竜巻に遭遇しかつ竜巻がある風速以上になる			
		確率モデルの推定法 (Wen & Chu及びGarson et al.)			
		(3)(4)(5)及び独立行政法人原子力安全基盤機構が東京			
		工芸大学に委託した研究の成果(以下「東京工芸大委			
		託成果」という。) <sup>(6)</sup> を参考として算出する。本評価は,			
		竜巻データの分析、竜巻風速、被害幅及び被害長さの			
		確率密度分布の算定、相関係数の算定並びにハザード			
		曲線の算定によって構成される。			
		a. 竜巻の発生頻度の分析			
		気象庁竜巻データベースより、竜巻検討地域にお			
		ける 1961 年から 2012 年 6 月までの 51.5 年間の統計			
		量をFスケール別に算出する。なお, 観測体制の変遷			
		による観測データ品質のばらつきを踏まえ、以下の			
		(a)から(f)の基本的な考え方に基づいて整理を行			
		う。			
		(a) F2以上の竜巻については,被害規模が大きく			
		見逃されることが少なかったとして,1961年以降			
		の全期間の統計量をもとにする。			
		(b) F1の竜巻については,観測体制が整備された			
		1991 年以降の年間発生数がそれ以前の 30 年間の			
		発生数を上回ることから,1991 年以降の統計量を			
		もとにする。			
		(c) F0及び大きさ不明の竜巻については、観測体			
		制が強化される以前は被害が小さく見逃された可			
		能性が大きいことから、観測体制が強化された			
		2007 年以降の統計量をもとにする。			
		(d) 51.5 年間の発生数について, 各統計量の観測期間			
		との比率からFスケール毎に推計する。発生数で			
		あるため、小数点以下については切り上げて整数			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
时 引盔平然别及O 时 引盔平然别开心	THEFT	中的自物门自然 ————————————————————————————————————	第1回	第2回以降	<b>水</b> 女 <i>流</i> 足
		値とする。			
		(e) 海上竜巻でFスケール不明の場合,被害痕跡等			
		が残っていないため、そのFスケールを推定する			
		ことは難しい。そこで、沿岸部近傍では竜巻の発生			
		状況については陸上と海上で変わらないと仮定			
		し, F スケール不明の海上竜巻については, 陸上の			
		Fスケール別発生比率で按分する。発生数である			
		ため、小数点以下については切り上げて整数値と			
		する。			
		(f)(e)の算出結果を,各Fスケールで発生した竜巻			
		発生数に加算する。			
		以上を踏まえて, 第8.2-3表のとおり, 観測デー			
		タから 51.5 年間の推定データを評価する。			
		竜巻は、その発生が多い年がある一方で全く発生			
		していない年が続く場合があり、発生数の変動が大			
		きい。このような特徴を考慮し、東京工芸大委託成果			
		を参考としてポリヤ分布による推定51.5年間の発生			
		数41個の年平均値(0.80)及び標準偏差(1.08)に対す			
		る分布状況について確認した。その結果を第8.2-1			
		図に示す。ハザード曲線の評価に当たって使用する			
		竜巻の年発生数の確率分布は,第8.2-1図に示すと			
		おりポリヤ分布を採用する。			
		b. 竜巻の最大風速,被害幅及び被害長さの確率密度			
		分布並びに相関係数			
		竜巻発生数と同様に推定51.5年間のデータに基づ			
		く最大風速,被害幅及び被害長さに関する統計量を			
		もとに、確率密度分布については、ガイド及び東京工			
		芸大委託成果を参考として第8.2-2図から第8.2-			
		4 図に示すとおり対数正規分布に従うものとする。な			
		お、被害幅及び被害長さの分析に利用可能なデータ			
		数は, 風速 (Fスケール) がわかるデータに比べて少			
		ないため、推定 51.5 年間の竜巻発生数と対応した被			
		害幅及び被害長さの統計量の分析は,以下の手順で			
		行う。			
		(a) 観測データ数を確保するために, 1961 年以降の			
		被害幅及び被害長さのデータをもととし、そのデ			
		ータをFスケールごとに仕分ける。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	設工認	
II · 1 盎牛/舰队1次 ○ II · 1 盎牛/舰队1/14人	Типету	.1. htt 目 t/m 11 目 254	第1回	第2回以降	保安規定
		(b) 各Fスケールに対し、上記で抽出された被害幅及び被害長さのデータを大きい順に並べ替え、51.5 年間の発生数分だけ繰り返しサンプリングを行い推定 51.5 年間のデータとする。観測データ数の整数倍とならない個数分については大きな値から順にサンプリングする。また、相関係数については過去に発生した竜巻での最大風速、被害幅及び被害長さの関係を評価することから、繰り返しサンプリングを行った推定 51.5 年間のデータではなく、過去の観測データをもとにその対数値の相関係数を評価する。評価結果を第8.2 - 4 表に示す。  c. 竜巻影響エリアの設定リサイクル燃料備蓄センターの竜巻影響エリアは、外部事象防護施設である使用済燃料貯蔵建屋の代表幅を直径とする方向性を持たない円形状とする。その代表幅上は、使用済燃料貯蔵建屋の第8.2 - 5 図に示す領域約 131m×約 62mの対角線長さ約 145 mを保守的に考慮して、L=150mを直径とする円形を竜巻影響エリアとして設定する。 d. ハザード曲線の算定 竜巻の年発生数の確率分布及び最大風速の確率分布をもとに、東京工芸大委託成果を参考とし、以下に示すとおり Garson et al. の方法 (4)(5)に沿ってハザード曲線の算定をする。 Dを検討対象構造物が風速V。以上の竜巻に遭遇する事象とし、ある竜巻が対象構造物を襲い、その竜巻の風速がV。以上となる面積をDA(V。)とし、その期待値をE[DA(V。)]にて表す。これに基づき、竜巻の最大風速V、被害幅w、被害長さ1の統計値から、次式の対数正規分布型の確率分布を与える。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
们可基中规划及U们可基中规划所包	T·明日个人	- I he i in I in X	第1回	第2回以降	<b>从</b> 交流定
		$C(V_{\bullet}, P_{\bullet}) = \begin{pmatrix} 1 & 1 & 1 & 1 \\ 1 & 1 & 1 & 1 \end{pmatrix}$			
		$f(V, w, l) = \frac{1}{(\sqrt{2\pi})^3  \mathbf{\Sigma} ^{1/2}} \frac{1}{Vwl} \exp\left(-\frac{1}{2}(\mathbf{x} - \mathbf{\mu})^T \mathbf{\Sigma}^{-1}(\mathbf{x} - \mathbf{\mu})\right)$			
		$\mathbf{\Sigma} = \begin{cases} \ln(V) \\ \ln(w) \\ \ln(l) \end{cases}  \mathbf{\mu} = \begin{cases} \mu_{V} \\ \mu_{w} \\ \mu_{l} \end{cases}  \mathbf{\Sigma} = \begin{bmatrix} \sigma_{V}^{2} & \sigma_{V} \sigma_{w} \rho_{Fw} & \sigma_{V} \sigma_{l} \rho_{Fl} \\ \sigma_{V} \sigma_{w} \rho_{Fw} & \sigma_{w}^{2} & \sigma_{w} \sigma_{l} \rho_{wl} \\ \sigma_{V} \sigma_{l} \rho_{Fl} & \sigma_{w} \sigma_{l} \rho_{wl} & \sigma_{l}^{2} \end{cases}$			
		T : 転置行列			
		x : 最大風速,被害幅,被害長さの対数値			
		l n (V), l n (w), l n (l)によるべ			
		クトル			
		μ : 各統計値から評価した最大風速,被害			
		幅,被害長さの対数値の平均からなる ベクトル			
		$\Sigma$ : ln(V), ln(w), ln(l)から評			
		価した標準偏差と相関係数からなる分			
		散共分散行列			
		得られた平均と分散共分散行列をもとに、竜巻			
		影響エリアの代表幅を考慮し, 次式にてDA(V <sub>0</sub> )			
		の期待値E[DA(V <sub>0</sub> )]を評価する。			
		$E[DA(V_0)] = \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) l f(V, w, l) dV dw dl + L \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty l f(V, l) dV dl$			
		$+L\int_{0}^{\infty}\int_{V_{0}}^{\infty}W(V_{0})f(V,w)dVdw+S\int_{V_{0}}^{\infty}f(V)dV$			
		ここで、			
		L: 竜巻影響エリアの代表幅 (150m)			
		S: 竜巻影響エリアの面積(約17,672m²)			
		f (V, 1), f (V, w), f (V): f (V, w,			
		1)をもとに各成分を抽出した関数			
		上記の式の右辺第1項は、竜巻の被害幅と被害			
		長さの積(被害面積)を示しており,点構造物に対 する被害に対応する。第2項は被害長さと構造物			
		する被害に対応する。第2項は被害校さと構造物 寸法の積,第3項は被害幅と構造物寸法の積であ			
		り、面構造物あるいは線状構造物の被害面積を示し			
		す。第4項は建物面積に依存する項である。また、			
		無限大までの積分の上限については、幅及び長さ			
		は対数値の平均+4σ(標準偏差)までとし,風速			
		は120m/s までとする。			
		また,被害領域内には,竜巻の被害幅wのうち風			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
#1 122 + /yux1/X 0 #1 122 + /yux1/1+/V	2	1 80 8 10,114 8 70	第1回	第2回以降	VN927907C
		速がVoを超える部分の幅を与える次式を考慮す			
		る。			
		$W(V_0) = \left(\frac{V_{\min}}{V_0}\right)^{1/1.6} w$			
		ここで、Vmin は被害が発生し始める風速であり			
		"gale intensity velocity"と呼ばれている。米			
		国国立気象局においては 34 ノット~47 ノット			
		(17.5m/s~24.2m/s)と定義されており,日本の気			
		象庁が使用している風力階級では、風力8が疾強			
		風 (gale:17.2m/s~20.7m/s, 小枝が折れ風に向か			
		って歩けない), 風力9が大強風 (strong gale:			
		20.8m/s~24.4m/s, 瓦が飛び煙突が折れる) と分類			
		されている。以上を参考にして,Vmin=25m/sと設			
		定する。			
		竜巻検討地域の面積A <sub>0</sub> 及び上記のDA(V <sub>0</sub> )の			
		期待値E[DA(V゚)]から,対象構造物が竜巻によ			
		る被害を受け、その竜巻の風速が V o 以上となる確			
		率R(V <sub>0</sub> )を次式にて評価する。			
		$R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0}$			
		発生数がポリヤ分布に従うものとし,年超過確			
		$P_{V_o}$ 率を次式にて評価する。			
		$P_{V_0} = 1 - [1 + \beta \nu R(V_0)]^{-1/\beta} = 1 - [1 - \frac{1}{\beta} (\beta \nu R(V_0)) + \cdots]$			
		$\approx vR(V_0) = \frac{v}{A_0} E[DA(V_0)] = pE[DA(V_0)]$			
		ここで,			
		$\beta = (\sigma^2 - \nu)/\nu^2$			
		ν : 年平均発生数			
		σ : 年発生数の標準偏差			
		p (= v /A <sub>0</sub> ):単位面積当たりの年発生確率			
		e. ハザード曲線および発生状況による竜巻最大風速			
		の設定			
		ハザード曲線の算出にあたって使用した竜巻の統			
		計データについては、Fスケール不明の海上竜巻の			
		発生数について陸上竜巻のFスケール別発生比率で			
		按分して取り扱っているが、竜巻検討地域の設定に			
		伴う竜巻ハザード曲線算出のためのデータの不確実			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工	工認	保安規定
H1 122   //W/1//CO H1 122   //W//1/  [V			第1回	第2回以降	VI-527947C
		性 (竜巻検討地域内で発生した竜巻 16 個のうち4個			
		が規模不明であること) 等の観点から, 年超過確率に			
		ついて 10⁵から一桁下げた 10℃に相当する風速につ			
		いて考慮する。			
		また,ハザード曲線の保守性を持たせるため,竜巻			
		検討地域内を 10km 幅に区切った場合に加え, 1 km 幅			
		に区切った場合においても考慮することとし、ハザ			
		ード曲線を算定するために必要なデータが存在する			
		陸側 0 km~ 1 km 及び陸側 1 km~ 2 km の場合とする。			
		被害長さの統計量は、竜巻の発生地点から消滅地点			
		までの直線が当該1km幅にかかる長さをもとに算定			
		する。発生地点と消滅地点が同一の場合は、被害長さ			
		は0mとする。			
		これら算定したハザード曲線より、竜巻最大風速			
		のハザード曲線による最大風速V <sub>B2</sub> は,陸側Okm~			
		1 km における年超過確率 10 <sup>-6</sup> に相当する風速とし,			
		67m/s と設定する。			
		竜巻最大風速のハザード曲線を第 8.2-6 図に示			
		す。			
		(3) 基準竜巻の最大風速 (V <sub>B</sub> )			
		日本において過去に発生した竜巻による最大風速V			
		B1=92m/s 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最			
		大風速V <sub>B2</sub> =67m/sを比較し,大きい風速とし,92m/s			
		と設定する。			
		添付四 8.3 設計竜巻の最大風速の設定			
		リサイクル燃料備蓄センターが立地する地域の特性と			
		して、周辺の地形や竜巻の移動方向を考慮して、基準竜			
		巻の最大風速の割り増しの有無を検討し、設計竜巻の最			
		大風速を設定する。			
		リサイクル燃料備蓄センターが立地する地域は、北側			
		が津軽海峡に面し、海側を除く三方を一部の森林を含む			
		なだらかな台地に囲まれた標高 20m前後の丘陵地であ			
		る。			
		このことから、リサイクル燃料備蓄センターにおいて			
		は地形効果による竜巻の増幅を考慮する必要はないと考し			
		えられることから、設計竜巻の最大風速V <sub>D</sub> については基			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
#1 122 - /yuX1/X 0 #1 122 - /yuX1/17/V			第1回	第2回以降	VN 92/YUAC
		準竜巻の最大風速V <sub>B</sub> =92m/s と同等とし, 92m/s とする			
		が,将来的な気候変動を完全に予測することは難しく,			
		例えば、地球温暖化の影響により台風の強度が強まる傾			
		向が考えられ、竜巻の規模や発生数が増加することが予			
		想される。このことから,設計及び運用に保守性を持た			
		せることを考慮して 100m/s と設定した。			
		添付六 1.1.8 竜巻防護に関する基本方針			
		1.1.8.1 竜巻防護に関する設計方針			
		使用済燃料貯蔵施設の竜巻防護設計においては、基準			
		竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、竜巻に対			
		して基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		また、竜巻飛来物の発生防止対策及び使用済燃料貯蔵			
		建屋(以下 1.1.8 では「貯蔵建屋」という。)による防護			
		とあいまって, 使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を			
		損なわない設計とする。			
		添付六 1.1.8.2 外部事象防護施設			
		使用済燃料貯蔵施設においては、金属キャスクが基本			
		的安全機能を有する設備に該当する。			
		また、金属キャスクを内包する貯蔵建屋は、遮蔽機能			
		及び除熱機能の一部を担っている設備であることから基			
		本的安全機能を有する設備に該当する。			
		これより、使用済燃料貯蔵施設における外部事象防護			
		施設(以下1.1.8では「防護施設」という。)を金属キャ			
		スク及び貯蔵建屋とし、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷			
		重を適切に設定することで、竜巻によってこれらがもつ			
		基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		(1) 金属キャスク			
		金属キャスクは貯蔵建屋内に貯蔵することから、金			
		属キャスクの基本的安全機能が竜巻により直接的な影			
		響を受ける可能性のある場合として、竜巻飛来物が貯			
		蔵建屋の開口部を通過して金属キャスクに衝突する場			
		合が考えられる。			
		貯蔵建屋の中で金属キャスクが存在する場所として			
		貯蔵区域及び受入れ区域があり、各々の区域に開口部			
		として, 除熱のための空気を通風させる給気口及び排			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
#1 122 + /yuxi/x 0 #1 122 + /yuxi/if-/v			第1回	第2回以降	VN 92 /90/C
		気口を設ける。このうち貯蔵区域の給気口及び受入れ			
		区域の給気口はフード及び垂れ壁を持つ迷路構造とす			
		ることから, 竜巻飛来物が通過しても, 飛来物の運動			
		エネルギは迷路構造の中で大幅に減衰され、飛来物が			
		高速で金属キャスクに衝突する可能性は小さい。また,			
		貯蔵区域の排気口は排気塔の上部に設置し、排気塔の			
		下部に遮蔽ルーバを設置することから、竜巻飛来物が			
		通過しても、飛来物の運動エネルギは排気塔外壁や遮			
		蔽ルーバへの衝突で大幅に減衰され、排気塔直下に金			
		属キャスクを貯蔵しないこととあいまって、飛来物が			
		高速で金属キャスクに衝突する可能性は小さい。			
		受入れ区域の排気口については、金属キャスクの搬			
		入時及び搬出時に受入れ区域に仮置きを行うことか			
		ら、竜巻飛来物が通過した場合、通過後の挙動によっ			
		ては金属キャスクに衝突する可能性は否定できない			
		が、竜巻により飛来物が発生し、受入れ区域の排気口			
		を通過して金属キャスクへの衝突に至るまでには、以			
		下に示すとおり可能性の小さい複数の条件が重畳する			
		必要がある。			
		・リサイクル燃料備蓄センター敷地周辺の道路とし			
		て、敷地南側に接する県道及び敷地東側に接する市			
		道があるが、これらの道路における交通量は極めて			
		少なく、敷地周辺を走行中の車両が竜巻に巻き込ま			
		れて飛散する可能性は極めて小さい。また,敷地周			
		辺からみた受入れ区域の排気口の立体角(敷地境界			
		から受入れ区域の排気口までの距離及び受入れ区域			
		の排気口の寸法を考慮した見掛けの大きさ)は非常			
		に小さく,竜巻に伴い敷地外で仮に飛来物が発生し			
		ても、飛来物が受入れ区域の排気口の方向に飛散す			
		る可能性は極めて小さい。			
		・受入れ区域の排気口は地上高さ約 20mに設けるた			
		め、竜巻により大型の飛来物が高く浮き上がり当該			
		高さに達する可能性は小さい。また,受入れ区域の			
		排気口の寸法は高さ約 1.5mであり, 竜巻により大型			
		の飛来物が受入れ区域の排気口の高さに達したとし			
		ても、受入れ区域の排気口を支障なく通過するのは			
		困難である。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	設工認		設工認	
#1 421 176742CO #1 422 17767474 V			第1回	第2回以降	保安規定		
		・金属キャスクが受入れ区域の排気口付近(仮置架台					
		及びたて起こし架台)に仮置きされている期間は搬					
		入時及び搬出時に限定されており、竜巻飛来物が受					
		入れ区域の排気口を通過して受入れ区域内に入った					
		としても、その際に金属キャスクが受入れ区域に仮					
		置きされている可能性は小さい。					
		・金属キャスクが受入れ区域の排気口付近(仮置架台					
		及びたて起こし架台)にある場合、金属キャスクは					
		輸送時と同様に三次蓋及び緩衝体を取り付けた状態					
		で仮置きするため、受入れ区域の排気口を通過した					
		飛来物が仮置き中の金属キャスクの蓋部付近に衝突					
		したとしても、蓋部の閉じ込め機能は保護されてい					
		る。					
		これらの条件が重畳する確率は極めて小さく、設計					
		竜巻(最大風速 100m/s)を超える竜巻の年発生確率が					
		10-6 以下であり大規模な竜巻発生の可能性が極めて小					
		さいこととあわせると、竜巻飛来物が受入れ区域の排					
		気口を通過し金属キャスクに衝突して基本的安全機能					
		に影響を及ぼす可能性は極めて小さい。					
		以上より,基本的安全機能の観点から,貯蔵建屋に					
		内包される金属キャスクへの竜巻による直接的な影響					
		として,飛来物の衝突を考慮する必要はない。					
		(2) 貯蔵建屋					
		貯蔵建屋に対しては、金属キャスクを内包する施設					
		として使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なわ					
		ないよう,基準竜巻,設計竜巻及び設計荷重を適切に					
		設定し、設計荷重に対し構造健全性を維持する設計と					
		する。					
		添付六 1.1.8.3 設計荷重の設定					
		(1) 設計竜巻荷重を設定するための竜巻の設定					
		添付書類四「8. 竜巻」において設定した設計竜巻					
		の最大風速 100m/s の特性値に基づいて設計竜巻荷重					
		を設定する。					
		使用済燃料貯蔵施設における設計竜巻荷重を設定す					
		るための竜巻の特性値を第1.1-7表に示す。					
		(2) 設計飛来物の設定					
		(4) BY H 1/B/L-1/1/ × 2 BY VC					

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
□ 13 <del>五十</del> / / / / / / · 1 · 1 <del>五十</del> / / / / / / · 1		1. 14 目 1// 11 目 24	第1回	第2回以降	W S MILL
		プラントウォークダウンによるリサイクル燃料備蓄			
		センターの敷地内及び敷地近傍を俯瞰した調査及び検			
		討を行い,敷地内及び敷地近傍の資機材等の設置状況			
		を踏まえ、貯蔵建屋に衝突する可能性のある飛来物を			
		抽出する。抽出した飛来物の寸法、質量及び形状から			
		飛来の有無を判断し、運動エネルギ及び貫通力を考慮			
		して設計飛来物を設定する。			
		設計飛来物を設定する上では、飛来物の運動エネル			
		ギについては, 衝撃荷重を保守的に見積もる観点から			
		ランキン渦モデルに基づき評価を行い, 飛来物の飛来			
		の有無を判断する上では、実際の竜巻による災害事例			
		等を考慮に加えて検討を行う。			
		また、竜巻防護の観点から、飛来物の挙動(運動エネ			
		ルギ,飛散距離,浮き上がり高さ)の点から飛散防止を			
		図ることが望ましい物品については、固縛や車両退避			
		等の飛散防止措置を実施することにより、設計飛来物			
		から除外する。			
		その結果、貯蔵建屋に衝突する可能性がある飛来物			
		のうち、大きな貫通力を持つ設計飛来物として「原子			
		力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成 26 年 9 月 17 日			
		原規技発第 1409172 号原子力規制委員会決定)を参考			
		にして鋼製材を設定し、また、大きな運動エネルギを			
		持つ設計飛来物としてワゴン車を設定する。			
		貯蔵建屋に対する設計飛来物を第1.1-8表に示す。			
		(3) 荷重の組合せと判断基準			
		竜巻により貯蔵建屋に作用する設計竜巻荷重の算			
		出,設計竜巻荷重の組合せの設定,設計竜巻荷重と組			
		み合わせる荷重の設定及び判断基準について以下に示			
		す。			
		a. 貯蔵建屋に作用する設計竜巻荷重			
		竜巻により貯蔵建屋に作用する荷重として「風圧			
		力による荷重」、「気圧差による荷重」及び「設計飛来			
		物による衝撃荷重」を以下に示すとおり算出する。			
		(a) 風圧力による荷重			
		竜巻の最大風速による荷重であり, 次式のとお			
		り算出する。			
		$W_W = q \cdot G \cdot C \cdot A$			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
IT 13 盆中/观别及0 IT 13 盆中/观别/开心	I HIJ EL I DA	1. ht e w// 1 e 24	第1回	第2回以降	N S MLC
		ここで、			
		Ww : 風圧力による荷重			
		q : 設計用速度圧			
		G : ガスト影響係数 (=1.0)			
		C : 風力係数(施設の形状や風圧力が作用			
		する部位(屋根、壁等)に応じて設定す			
		る。)			
		A : 貯蔵建屋の受圧面積			
		$q = (1/2) \cdot \rho \cdot V^2$			
		ここで、			
		ρ : 空気密度			
		V : 最大風速			
		ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平			
		方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧			
		力に対してぜい弱と考えられる部位が存在する場			
		合には、鉛直方向の最大風速等に基づいて算出し			
		た鉛直方向の風圧力についても考慮した設計とす			
		る。			
		(b) 気圧差による荷重			
		貯蔵建屋は外気に対し給気口及び排気口を開口			
		部として持つ構造であり、貯蔵建屋内外の気圧差			
		は生じ難いと考えられるが, 貯蔵建屋の壁, 屋根等			
		において、設計上考慮する竜巻による気圧低下に			
		よって生じる貯蔵建屋の内外の気圧差による荷重			
		を考慮し、保守的に「閉じた施設」を想定して次式			
		のとおり算出する。			
		$W_P = \Delta P_{max} \cdot A$			
		ここで、			
		W <sub>P</sub> : 気圧差による荷重			
		Δ P max : 最大気圧低下量			
		A : 貯蔵建屋の受圧面積			
		(c) 設計飛来物による衝撃荷重			
		飛来物の衝突方向及び衝突面積を考慮して設計			
		飛来物が貯蔵建屋に衝突した場合の影響が大きく			
		なるように衝撃荷重を算出する。			
		b. 設計竜巻荷重の組合せ			
		貯蔵建屋の設計に用いる設計竜巻荷重は, 風圧力によ			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工	工認	保安規定
H1 122 1 //W/1/200 H1 122 1 //W/1/1/1/1	T HIS ELL 24		第1回	第2回以降	710517947
		る荷重 (Ww), 気圧差による荷重 (Wp) 及び設計飛			
		来物による衝撃荷重(W <sub>M</sub> )を組み合わせた複合荷重			
		とし, 複合荷重W <sub>T1</sub> 及びW <sub>T2</sub> は米国原子力規制委員会			
		の基準類を参考として、以下のとおり設定する。			
		$W_{T1} = W_P$			
		$W_{T2} = W_W + 0.5 \cdot W_P + W_M$			
		なお,貯蔵建屋には $W_{T1}$ 及び $W_{T2}$ の両荷重をそれぞ			
		れ作用させる。			
		c. 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定			
		設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとお			
		りとする。			
		(a) 貯蔵建屋に常時作用する荷重			
		貯蔵建屋に常時作用する荷重として、自重等の			
		常時作用する荷重を適切に組み合わせる。			
		(b) 竜巻以外の自然現象による荷重			
		竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象 <sup>(2)</sup> で			
		あり、積乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可			
		能性がある自然現象は、落雷、積雪、ひょう及び降			
		水である。これらの自然現象の組合せにより発生			
		する荷重は、以下のとおり設計竜巻荷重に包絡さ			
		れることから、設計竜巻荷重と組み合わせる荷重			
		として考慮しない。			
		i 落雷			
		竜巻と落雷が同時に発生する場合において			
		も, 落雷による影響は雷撃であり, 竜巻による荷			
		重とは影響が異なる。			
		ii 積雪			
		竜巻の作用時間は極めて短時間であること,			
		積雪の荷重は冬季に発生し、積雪荷重の大きさ			
		や継続時間は除雪を行うことで低減できること			
		から,発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷			
		重と積雪荷重による荷重が同時に発生し、使用			
		済燃料貯蔵建屋に影響を与えることは考えにく			
		いため、組み合わせを考慮しない。 竜巻が冬季に			
		襲来する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可能			
		性はあるが,上昇流の竜巻本体周辺では,竜巻通			
		過時に雪は降らない。また,下降流の竜巻通過時			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工	設工認	
#1 121 1 //W/1/20 #1 121 1 //W/1/1/V	I HIV EL I 24		第1回	第2回以降	保安規定
		や竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風			
		により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さ			
		く設計竜巻荷重に包絡される。			
		iii ひょう			
		ひょうは積乱雲から降る直径 5 mm 以上の氷の			
		粒であり、仮に直径 10cm 程度の大型のひょうを			
		想定した場合でも、その質量は約 0.5kg である。			
		竜巻とひょうが同時に発生する場合において			
		も,直径 10cm 程度のひょうの終端速度は 59m/s			
		(3), 運動エネルギは約 0.9kJ であり, 設計飛来			
		物の運動エネルギと比べ十分小さく,ひょうの			
		衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。			
		また, 貯蔵建屋は鉛直方向に開口部を持たない			
		ため、ひょうが貯蔵建屋内に侵入することはな			
		٧٠°			
		iv 降水			
		竜巻と降水が同時に発生する場合において			
		も、降水により屋外施設に荷重の影響を与える			
		ことはなく、また、降水による荷重は十分小さい			
		ため、設計竜巻荷重に包絡される。			
		d. 許容限界			
		貯蔵建屋の設計において,設計飛来物の衝突によ			
		る貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については,			
		貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の最			
		小厚さを比較することにより行う。また, 構造健全性			
		の評価については,設計荷重により発生する変形又			
		は応力が安全上適切と認められる規格及び規準等を			
		準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。			
		  添付六 1.1.8.4 竜巻随伴事象に対する設計			
		竜巻随伴事象として以下の事象を想定し、これらの事			
		象が発生した場合においても、使用済燃料貯蔵施設が基			
		本的安全機能を損なわない設計とする。			
		(1) 火災			
		料備蓄センター敷地内の危険物貯蔵設備に関する評			
		価」に示すリサイクル燃料備蓄センターの敷地内の危			

接触所選擇個が耄意療火物の衝型により破離した原植 が個点いに、発生する火災及び境音報果物をなった。在 間の指揮的解析。例2 にしてを生する火災の年入られ 5。 集地向に動置する反映を動物にはいては、他用 清熱用物を機関がしている。 実地向に影響する原料の中央には、他用 清熱を開放している。 全角、養養養物をなった。とから、後述内にな過する が成本が高級に対している。とから、後述内にな過する が成本が高級に対している。とから、後述内にな過する が成本が高級に対している。とから後述内にな過する が成本が高級に対している。とから後述内にな過する が成本が高級に対している。とから後述内に表する を用用が成功が良ない。とから後述内に表する を用用が成功を構造しため。 を関しないこと及び制度性反対の、原発のより、後期を 他の解析を容易とない。となび制度性反対の、原発のより、を を関目ないこと及び制度性反対の、原発のより、 を関目ないないことから、高速をより、使用が 機関を取扱しない。とから、複数のよりを を表するでは、大変用を動きに影響を及びする方を を表するでは、大変用を制度に影響を及びする方と を表するでは、大変用を制度に影響を表皮である。 とのは、変更を を用用が出対する。とのは、変用を制度に影響を表皮である。 とのは、変更により外側に取るのとので解析と を表するとしてい。 のは、自然であるのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとない。 を表するとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとない。 を表するとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないの	許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
が確認いして発生する大阪及び管金保護地となった点面の標本機能をおいる。 「のでは、機能性が確認すいことを生いる大阪を使えないでは、使用 解解性が確認性が、おものが大阪を促生しても正確的姿 を機能を特別では設定することを「1.1.10 外部 大阪の物と同じからない場合ということから機能は をた。電金線大陸となった専門の大災については、 燃料の最小がないることから機能がは同じする。 をた。電金線大陸となった専門の大災については、 燃料の最小がないることから機能がは同じすることが、 が大阪を特別が開かがシブによる市大部地ですることが、 が大阪を特別が開かがシブによる市大部地ですることが、 が大阪を構造していることが、 の機能が発達していることがある。 を使用していて、となり明確、無面により使用資格特性 合作の環境が最大度大大なを を使用していて、となり明確、無面にはこ型がタンクをの 大幅などは大阪なが、ことから、電差により使用資格特性 素格性の展光のよる研究を構造性、影響を表別さまる。 定は、年生しない。 (3) 今部の原本 を使用している。 (4) 年齢によりか原本の発生があることが、 を使用している。 (5) 年齢によりか原本の表別を表別を表別する。 をはないましない。 (6) 年齢によりか原本の表別を含める。 をはないました。 (7) 年齢によりか原本の表別が大阪を発している。 を使用していると、 を使用していると、 を使用していると、 を使用していると、 を使用しない。 (6) 年齢によりか原本の表別が大阪を含め、 ・インで、といるといるを解析を含め、 を使用しているといるを解析を含める。 をはないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないましたる。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないました。 ではないないました。 ではないました。 ではないました。 ではないましたる。 ではないました。 ではないまた。 ではないまたまた。 ではないないまたまた。 ではないまたまたまた。 ではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	#1 121 / MANAGES #1 121 / MANAGES #1	I HIS EL 1 24		第1回	第2回以降	71/31/2
画の種基能科が確定いる定域物的電報信じついては、使用 源書書店は経費する定域物的電報信じついては、使用 源書書店は経費する企成物的電報信じついては、使用 源書を構成しては、設計することでしまします。 の機能を提及という設計することでしまします。 表出、電子機能を含む。元面の実践でついては、 施料の限が限定されていることから使用可に設定する 危険的情報できれていることから使用可に設定する 危険的情報できれていることから使用では影響を が選集を受ける場合である。 の、使用が動料が変数にないませい。 の、使用が動料が変数に対しまた的を全域を含むする ことはない。 (2) 選水 使用が機能料が顕微度は自然動成により使用が燃料集 合体の機能を信金子の設計であり、機構制を主に水 を使用しないことから、金巻により、使用度 燃料が変化しないとから、金巻により、使用度 燃料が変化しているから変更のでは一度 燃料が変化に変われている。 の表別が知りを表現すまうな 総大は変化していました。 が表現るなどのである。 で展別が知りを表現する。 で展別が知りを表現する。 で展別が記述されているである。 で展別が知りを表現する。 で展別が知りを表現する。 で展別が知りを表現する。 で展別が知りを表現する。 で展別が知りを表現する。 で展別が知りを表現する。 を表現する。			険物貯蔵設備が竜巻飛来物の衝突により破損し危険物			
あ、飲地内に設立する危険物的協設情については、使用 溶酸等対量値配がよれるの次度を心理しても互本的安 全機を基本性ならないではとすることを「5.11の 外部 火災防禁に関するためで、100円の次については、 また、音符音素物となった主意の次度については、 燃料の整が限がされていることから支援内がには、 燃料の整が限がすれていることから支援内がによる同か高級を行うこと から、他用が終料が質量配砂が基本的安全機能を損なっ ことにない。 (2) 配次 を使用しないことなり対策協業を担こめり、使物解除を主に水 を使用しないことなりが高速を担こし、外の上の が利用を整理しています。 大規を活するが、100円の変を進化に影響を及びすような 会体が選生のみる人の安全機能に影響を及びすような 会体が選生のよる人の安全機能に影響を及びすような (3) 外面機能大変。 使用度影響に強していまして影響には発達するとして となった。確等によりの動態に対策がよること とから、確等によりの動態に対策がよること とから、確等によりの動態に対策がよる。 とから、確等によりの動態に対策がよる。 とから、確等によりの動態に対策がよる。 とから、確等によりの動態に対策がよる。 とから、確等によりの動態に対策がよる。 を対していましています。 使用度影響には認定の基本的なの機能と 可度に対象を反す。まなしていたがより、他に対象の機能と 可度に対象を反す、これに対象がは、 のでは、といます。 を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対			が漏えいして発生する火災及び竜巻飛来物となった車			
<ul> <li>敷地内に改量する危険助け電数偏については、毎月 済勢特別と取扱したかり取付とすることを「11.10 分報 火災防寒に関する基本方針」にて考慮する。 また、必要条約するの本で、10 条件の政策といっては、 熱料の最初限と高度がよっても影響なから、自動的財産 が消氷場所の政策に対しても影響なから、自動的財産 が消氷場所の政策に対しても影響なから、自動的財産 が消氷場所の政策に対しても影響なから、企動を発電を指定す ことはない。</li> <li>(2) 塩本 使用の放映的であまた的安全機能に関連の以下電グタンクやの 大規模な菌水源がないととから、電動に対して高クタンクやの 大規模な菌水源がないととから、電管により、使用資 熱料を強力ないととなり野酸速度が以下電グタンクやの 大規模な菌水源がないととから、電管により、使用資 熱料を強力にない。</li> <li>(3) 外本が成果を表して表して、 液水に発生しない。</li> <li>(3) 外本が成果を表して表します。 使用が変形が緩難設は、使用資物料集合体を全層キャンタンの取削した状態で動物に対しては、 を使用しても、使用が影響な変化することとあること とから、定性上が影響な変化することと、計画配信、技術 報告報を構造、通信運作機能なの基本的安全機能に 直接影響を変化するそと対しない。なお、計画配信、技術 報告報を確認して組みを解析に対しては、外部の企業 が対しては野難を内にて変する原本等に対しては、外部の企業 実施には野難を内にて変する原本等に対しては、外部の企業 と対する対象が関連を向にで変する原本等に対しては、外部の企業 と対する対象が関連を関連に変する原本等に対しては、外部の企業 では、計画を対象が関連を対象が、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対、対対</li></ul>			両の積載燃料が漏えいして発生する火災が考えられ			
演薦者を指定なかって記されるの火災を感定しても基本的な 金騰基を相定なかって記されずることを「1.10 多語 火災地がに関する基本分針に「1.70 職性方と。 また、電管販売物けなかた車所の火災については、 燃やのかが変化が上がった。日本の金融がは認識する 危険物所機能をおしていることが最終がは、 があ、使用が燃料所開業がある。中の分、環境を有力 ことはない。 (2) 設水 使用が燃料所規能とした。するの。 世界により使用が維持 合体の助機能を除まする設計であり、機能解除大。本 を使用が燃料所規能とはよりを用が維持を 合体の助力機能を除まする設計であり、機能解除大。本 を使用した上を及所が就性回旋に虚かタンやの 大規度を成本施方ないことから。 世界により、使用語 燃料回旋のはまめ等で金機能に影響を反ぼすようか 設定は源年しない。 (3) 外部が高度失 使用が影料解解を反ばする場合を金属キ ヤスクに取削した状態や解析に関する認定であることから、変化を とびことの外の重視されらの電のの維持な 停止しても、使用が影料解釋が改めまたの電の機構と 資産に要素を反ばするまとはない。なお、目前の機構、数針 報配を実施を反ばするまとはない。なお、目前の機構、数針 報配を要素を反ばするまとはない。なお、目前の機構、数針 報配を要素を反ばするまとはない。なお、自動の機能 (2) 大型の登場は「1.20 で、原本を正定を 実践には所護場面的に変する原本の場合はご阅定からの給立ては 代資計画によりを理像を解析する。 第付方、1.1.8.5 手順等 (1) 大型の登場は「1.20 ア・他工等)で原来物かなる 可能性のあるものは、多定をなる。を解析学部によりと同様			る。			
全機能を摘なわない設計として必要する。 大災防寒に関する基本分割にてきまする。 また、心を発展を含むなった可から、地内の次以については、 物料の最水研究されていることからた。由所に動き行うこと から、使用が熱料所機能が対している。自然に動き行うこと から、使用が熱料所機能がは自然終気により使用所熱料格 合体の破機機を除すする吸引であり、助機熱除失に水 を使用しないことを切削を施力している。人間のは動きに出外 を使用しないことをでは減少が多か。人間無熱除失に水 を使用しないことをで診験電風近辺に匿外タンク等の 人規格な必然ががいことが、必要が表している。、発明とより、使用等 物料が減過酸の基本的文金機能に影響を及ぼすような 盗水は発生しない。  3 外部構定は大 使用が燃料が機能能は影響を及ぼすような ついまれる生しない。 2 から、心臓により、使用液燃料は のはあるとのと とから、心臓により、外間を対しに対象 を必要とない。 (1) 中国が機能に対象を必要といる。 大型の関係性にいる。 大型の関係性にいるより、計画設備、放射 発性医療性、通信は絡設値がに対しては、外部機能に 直接影響を及び自分と対しましているより、計画設備、放射 発性医療性、通信は絡設値がに対しては、外部機能反 失助には診療性を対しては、ない。 対画は対象性を対しているより、計画設備、 対画性を対しることには国権があら定 本し、心臓・臓・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫・腫			敷地内に設置する危険物貯蔵設備については、使用			
大災財歌に関する基本を対してで養養する。 立た、電管販売物となった車両の大気については、機利の近郊販定をよれいるとからた場面内で置する 危険物質酸酸にというもの場面が認識をというもの場面が認識を が消火器や動力消防がンツによる消火活動を行うこと から、使用活燃料時酸酸放が基本的安全機能を指なう ことはない。 (2)			済燃料貯蔵施設がこれらの火災を想定しても基本的安			
定た、電発展米物となった車両の火災については、燃料の重な研究では、できる。 ・ 一型のでは、できる。 ・ 一型のでは、 ・ 一型のでは、 ・ 一型のでは、 ・ 一型のでは、 ・ できる。 ・ できる。			全機能を損なわない設計とすることを「1.1.10 外部			
機料の量が限定でれていることから敷地内に設置する 危険物所限定額に比べても影響はからく、自保部制度 が消失差率後か割断度が変が大変の変と機能を積なう ことはない。 (2) 盗水 使用資熱料的震趣設は自然換気により使用溶燃料集 (个体の期種熱を除去する設計であり、期種熱除去に木 を使用しないこと及び解検証は正原外タンク等の 大規模な温を振がないことから、高差により、使用落 機料制度施設の基本的な全機能に影響を及ぼすような 造水は発生しない。(3) 外語心限度失 使用溶燃料料線施設は、使用溶燃料集合体を金属キ マスクに収制した状態で静的に前域があの高級であるこ とから、電影により外部電源系統からの電級の性統が 停止しても、使用溶燃料解解施度の基本的安全機能に 直接影響を返ぼすまさればない。なお、計測液腫、放射 機監視設腫、温信血解発機能に対しては、外極電原要 失時には的張伸性固和に返世する無停地高度 集中的には的最佳を固定しては、外面電原 失時には的最佳を固定しましては、外面を原理 使用が能力を超える場合に対しては、外面を原理 失時には的最佳を固定しませない。なお、計測液腫、放射 機監視設腫、温信血解発機能に対しては、外面を原理 失時には的最佳を固定しました。 一般を原理を関する場合となる合作な一般に対しては、外面を原理 使用が出るとならない。とない。 を対すり、大型の管理を提供を対する。 (素) 大型の管理を提供となる 可能体のあるものは、是定されるの概定動にはして固 解・固定の機能的した関係となる可能をあるものは、是定されるの概定動にとして固 解・固定の機能的した可能			火災防護に関する基本方針」にて考慮する。			
が消火器や動力消防ホンプによる消火活動を行うこと から、使用流燃料所蔵施設な見条換気により使用溶燃料な ことはない。 (2) 溢水 使用流燃料所蔵施設な品を換失に水 を使用しないこと及び貯蔵建量近辺に遅外タンク等の 大級根な高水源がないことから、高物により、使用済 燃料所蔵施設を基本的安全機能に影響を及ぼすような 溢水は発生しない。 (3) 外部電影疾失 使用溶燃料甲蔵施設を基本的安全機能に影響を及ぼすような 溢水は発生しない。 (3) 外部電影疾失 使用溶燃料甲蔵施設を放けらの電気の供給が 停止しても、使用溶燃料等のは、使用溶燃料を含化を金属き キスクに収消した状態で静的に貯蔵する施設であることから、電害により外部電源疾 がいらの電気の供給が 停止しても、使用溶燃料で高級大統からの電気の供給が 停止しても、使用溶燃料で減失を表すらのなるの対金が を上しても、使用溶燃料で減失を基準に 直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測配慮、放射 緩密、限力が緩和で高速度に設定する場合に高度である。 を近し、治電背間を超える場合は電源中からの治療人は 代話計測により監視を解析する。  添付木 1.1.8.5 予順等 (1) 大型の環接材 (コンテナ、物置等) で飛来物となる 南部中のあるものは、想定される飛散率部に応じて同 著・固定の飛散的は、地で、カス・サルにより						
から、使用済燃料貯蔵施設が基本的な全機能を損なうことはない。 (2) 溢水 使用済燃料貯蔵施設は自然換気により使用済燃料基 合体の崩壊熱を除立する設計であり、跳壊熱解検法に水 を使用しないこと及び貯蔵は最近がに屋外タンク等の 大規模な縮水腰がないことから、竜巻により、使用済 燃料貯蔵施設の基本的安全機能に影響を及ぼすような 溢れが整生しない。 (3) 外部電調房失 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金囲キ ャスタに収納した状態で診りに貯蔵する施設のあるこ とから、竜巻により外和電販売表売らの電気の場合が 停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に 直接影響を及ぼすおさればない。なお、計測設備、放射 線歴閲設備、通信運輸設備等に対しては、外部電調房 実際には対路体監視に設置する無停電電販房を通りら約 電し、約電時間を最まる場合は電原車からの約電交は 代替計測により監視を継続は設置する無停電電販房を近い合 電し、約電時間を最まる場合は電原車からの約電交は 代替計測により監視を継続する。 添付六 1.1.8.5 平順等 (1) 大威の資機材 (コンテナ、物量等) で液水物となる 可能性のあるものは、根定される飛散学動に応じて固 著・固定の飛散的は描置を実施することを手順に定め						
ことはない。 (2) 温水 使用添燃料貯蔵施設は自然換気により使用済燃料集合体の始壊熱を除去する設計であり、粉壊熱除去に水を使用しないこと及び貯蔵建屋近辺に屋外タンク等の大規模な温水顔がないことから、電荷により,使用済燃料貯蔵の選本的女全機能に影響を及ぼすような温水は発生しない。 (3) 外部配源喪失 使用済燃料貯蔵施設の基本的女全機能に影響を及ぼすような温水は発生しない。 (4) 外部配源喪失 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料廃産があることから、電荷により部管源系統からの電気の供給が停止しても、使用溶燃料所認施設の基本的安全機能に直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測成成 放射線管整整機 施信基準整定機等に対しては、外部電頻度頻繁を及ばすおそれはない。なお、計測成成 教射線管整整機 施信基準整定機等に対しては、外部電頻度頻繁度で、計画では野産型とる場合は電源率からの給電スは(管書・副により管視を継続する。  (5) 大型の管機材(コンアナ・物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される保険率動に応じて固縛の原空の飛散材(コンアナ・物置等)(1) 大型の管機材(コンアナ・物置等)(1) 大型の管機材(コンアナ・物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される保険率動に応じて固縛・同定の飛散材(コンアナ・物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される保険率動に応じて固縛・同定の飛散材(コンアナ・物置等)						
(2) 流水 使用溶燃料所換 施設は1 熱格気により使用溶燃料集 (全体の崩壊熱を除去する設計であり、崩壊熱除去に水 を使用しないこと及び貯蔵を貼近以に 屋外タンク等の 大規模な電水源がないことから、竜巻により、使用溶 燃料的域 施設の基本的安全機能に 影響を及ぼすような 値水は 整生しない。 (3) 外部電源要失 使用溶燃料集合体を 金属キャスクに 収納した状態で時的に 貯蔵する 施設であることから、竜巻により外部電源系統からの電気の地系が 停止しても、使用溶燃料所敷壁が必要があるの電気の地系が 停止しても、使用溶燃料所敷壁が必要を 及ぼすおそれはない。 なお、計測設備、放射 線器限型機構、通信維料設備等に対しては、外部電源差 失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給 電し、給電以間を超える場合は亜減東からの給電又は 代替計測により 監視を避綻する。 添付が、1.1.8.5 平順等 (1) 大型の管機材 (コンテナ、物置等) で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて 調・同定の飛散的止槽置を実施することを平順に定め						
使用済燃料時磁施設は自然換気により使用済燃料集合体の崩壊療を除去する設計であり、崩壊熱除去に水を使用しないこと及び貯蔵建産法辺に展外シクラ等の大規模な協な願がないことから、竜巻により、使用済燃料貯蔵施設の基本的分全機能に影響を及ぼすような 徹水は発生しない。 (3) 外部電源喪失 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であることから、竜巻により外部電源系統からの管気の供給が 停止しても、使用済燃料原施液の基本的分全機能に直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測定備、放射線 軽限視設備、通信連絡設備を及ぼすおそれはない。なお、計測定備、放射線 軽限視設備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪失的には貯蔵速度内に設置する無停電電源基置から給電し、治電影問を超える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を報続する。  添付大 1.1.8.5 予順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ、物置等) で現来物となる可能性のあるものは、想定される飛散学動に応じて固備・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
合体の崩壊熱を除去する設計であり、崩壊熱除去に水を使用しないこと及び貯蔵建屋近辺に屋外タンク等の大規模な造水源がないことから、竜巻により、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に影響を及ぼすような溢水は発生しない。 (3) 外部電源喪失使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であることから、竜巻により外部電源系統からの電気の供給が停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的次全機能に直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射線施制設備、通信業新設備等に対しては、外部電源喪失時には貯蔵建屋内の監督する無停電電源装置から給電電し、給電時間と観える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を継続する。 添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材(コンテナ、物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される飛散学訓に応じた固縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
を使用しないこと及び貯蔵建量近辺に屋外タンク等の 大規模な溢水源がないことから、高姿により、使用済 燃料貯蔵施設の基本的安全機能に影響を及ぼすような 溢水は発生しない。 (3) 外部電源要失 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であることから、竜巻により外部電源系統からの電気の供給が 停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的公全機能に 直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射 線監視設備、適信連絡設備等に対しては、外部電源要 失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給 電し、給電助問を超える場合は電源率からの給電又は 代替計測により監視を継続する。 添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ、物屋等) で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散等動に応じて固 縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
大規模な溢水源がないことから、竜巻により、使用済 燃料貯蔵施設の基本的安全機能に影響を及ぼすような 溢水に発生しない。 (3) 外部電源喪失 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であることから、竜巻により外部電源系統からの電気の供給が 停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に 直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射 線監験設備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪 失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電販装置から給 電し、給電時間を超える場合は電源本でから給電し、 代替計測により監視を継続する。 添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ、物置等) で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散業動に応じて固 簿・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
燃料貯蔵施設の基本的安全機能に影響を及ぼすような 溢水は発生しない。 (3) 外部電源喪失 使用消燃料貯蔵施設は、使用消燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であることから、竜巻により外部電源系統からの電気の供給が 停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に 直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射 線の際視設備、が高度維設機の等に対しては、外部電源喪 失時には貯蔵建層内に設置する無停電電源装置から給 電し、結電時間を超える場合は電源率からの給電又は 代替計測により監視を継続する。 添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の管機材 (コンテナ、物置等)で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散業動に応じて固 郷・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
(3) 外部電源喪失 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であることから、竜巻により外部電源系統からの電気の供給が停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射線監視股備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を継続する。  添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材(コンデナ、物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であることから、竜巻により外部電源系統からの電気の供給が停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射線監視設備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を継続する。  添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材(コンテナ、物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め			-			
ヤスクに収納した状態で静的に貯蔵する施設であることから、竜巻により外部電源系統からの電気の供給が停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に直接影響を及ぼすおぞれはない。なお、計測設備、放射線監視設備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を継続する。  添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材(コンテナ、物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
とから、竜巻により外部電源系統からの電気の供給が 停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に 直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射 線監視設備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪 失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給 電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は 代替計測により監視を継続する。 添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材(コンテナ、物置等)で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固 縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
停止しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射線監視設備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を継続する。  添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ、物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
直接影響を及ぼすおそれはない。なお、計測設備、放射線監視設備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を継続する。  添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材(コンテナ、物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
線監視設備、通信連絡設備等に対しては、外部電源喪失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を継続する。  添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ、物置等) で飛来物となる可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
失時には貯蔵建屋内に設置する無停電電源装置から給電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は代替計測により監視を継続する。  添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ、物置等)で飛来物となる可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
電し、給電時間を超える場合は電源車からの給電又は 代替計測により監視を継続する。 添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ、物置等) で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固 縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
代替計測により監視を継続する。  添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ,物置等)で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固 縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
添付六 1.1.8.5 手順等 (1) 大型の資機材 (コンテナ, 物置等) で飛来物となる 可能性のあるものは, 想定される飛散挙動に応じて固 縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
(1) 大型の資機材 (コンテナ, 物置等) で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固 縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め			八谷計測により監視を継続する。			
(1) 大型の資機材 (コンテナ, 物置等) で飛来物となる 可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固 縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め			添付六 1.1.8.5 手順等			
可能性のあるものは、想定される飛散挙動に応じて固 縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
縛・固定の飛散防止措置を実施することを手順に定め						
$1  \Delta.$			一 一			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
II JET NUMBER		1 10 8 10 11 8 10	第1回	第2回以降	VN 92 /94/C
		(2) 設計飛来物 (ワゴン車) を超える大きさの車両につ			
		いては、竜巻の襲来が予想される場合には飛来物とな			
		らないよう,想定される飛散挙動に応じて固縛や車両			
		退避の飛散防止措置を実施することを手順に定める。			
		添付六 1.2.10 外部からの衝撃による損傷防止			
		適合のための設計方針			
		1 について			
		(3) 竜巻			
		外部事象防護施設は,最大風速 100m/s の竜巻が発生			
		した場合においても、基本的安全機能を損なわないた			
		めに、竜巻飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を			
		行う。			
		a . 竜巻飛来物の発生防止対策			
		使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に影響を及			
		ぼす可能性のある竜巻飛来物の発生を防止するた			
		め, 資機材及び車両に対し, 想定される飛散挙動を考			
		慮して飛散防止措置を実施する。 具体的には、大型の			
		資機材について固縛, 固定の措置を実施し, また, 設			
		計飛来物 (ワゴン車) を超える大きさの車両について			
		は、固縛または車両退避の措置を実施する。			
		b. 竜巻防護対策			
		金属キャスクに対しては、竜巻飛来物が使用済燃			
		料貯蔵建屋の開口部を通過して衝突する可能性は極			
		めて低く,また,飛来物の衝突を仮定しても基本的安			
		全機能への影響は小さいため、竜巻による直接的な			
		影響を考慮する必要はない。			
		その上で,使用済燃料貯蔵建屋に対しては,金属キ			
		ャスクを内包する施設としての基本的安全機能を損			
		なわないよう、設計荷重に対し構造健全性を維持す			
		る設計とする。			
		竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であ			
		り、積乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可能性			
		がある自然現象は、落雷、積雪、ひょう及び降水であ			
		るが、これらの自然現象の組合せにより発生する荷			
		重は設計竜巻荷重に包含される。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
II JET / YUN JA C II JET / YUN JATAN	, m = 150	I HU EI MULLI EI VA	第1回	第2回以降	VN 50 79 U/C
		添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及 ぼす可能性のある事象 (4) その他自然災害等 a.自然災害 (c) 地震及び津波以外の想定される自然現象 竜巻については、過去の実績値を考慮した最大 風速等から設定した設計荷重に対して、基本的安 全機能を損なわない設計とする。			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学 的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。 2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスク が、必要に応じてその他の構築物、系統及び機 器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安 全機能を維持できること。	四. 1. ロ. (8). b. (続き) (c) 低温・凍結 金属キャスク及び屋外機器で凍結のおそれの あるものに対しては、添付書類四の「2.2.3 最 寄りの気象官署等における一般気象」に示す敷 地付近で観測された最低気温の観測値を参考に して設計を行う。				

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
			第1回	第2回以降	P1-51/94/C
		及び最大瞬間風速 38.9m/s (1961年5月29日) である。 函館海洋気象台の観測記録によれば、最高気温 33.6℃ (1999年8月4日)、最低気温-19.4℃ (1900年2月14日)、日最大降水量 176.0mm (1939年8月25日)、積雪の深さの月最大値 91cm (1985年2月10日) 及び最大瞬間風速 46.5m/s (1999年9月25日) である。 添付六 1.2.10 外部からの衝撃による損傷防止適合のための設計方針 1 について (4) 低温・凍結 敷地付近で観測された最低気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935年~2012年) によれば-22.4℃ (1984年2月18日)、函館海洋気象台での観測記録 (1873年~2012年) によれば-19.4℃ (1900年2月14日) である。金属キャスク及び屋外機器で凍結のおそれのあるものに対しては、これらの観測値を参考にして設計を行う。 添付人 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象 (4) その他自然災害等 a.自然災害 (c) 地震及び津波以外の想定される自然現象	第1回	第2回以降	
		風(台風),低温・凍結,降水,積雪については, 敷地周辺の過去の記録に基づいて敷地で考えられ る最も過酷な場合を想定した設計を行う。			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならな い。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の	添付書類四の「2.2.3 最寄りの気象官署等における一般気象」に示す敷地付近で観測された日最大降水量及び1時間降水量の最大値を考慮し、使用済燃料貯蔵建屋は降水に対して基本的安全機能を損なわない設計とする。	むつ特別地域気象観測所の 2012 年までの観測記録に よれば、最低気温 $-22.4$ °C (1984年2月18日)、日最大 降水量 162.5mm (1981年8月22日)、積雪の深さの月最 大値 170cm(1977年2月15日)及び最大瞬間風速 38.9m/s			0
敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学	壊熱により金属キャスク表面に恒常的に結露が	低気温-19.4℃ (1900 年 2 月 14 日), 日最大降水量			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
		1. Ht 目 t/m/1 目 224	第1回	第2回以降	W S NUC
的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。  2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスク が、必要に応じてその他の構築物、系統及び機 器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安 全機能を維持できること。		(2012 年 2 月 27 日) 及び最大瞬間風速 46.5m/s (1999 年 9月 25 日) である。 2 気象官署の観測記録はほぼ等しい値を示すが,年平均気温,最高気温及び最低気温はむつ特別地域気象観測所でやや高く,年間降水量もむつ特別地域気象観測所でやや高く,年間降水量もむつ特別地域気象観測所で多くなっている。風向は2 気象官署とも年間を通じて西よりの風が多い。最寄りの気象官署における一般気象に関する統計を第2.2-2表及び第2.2-3表に示す。最寄りの気象官署における主な観測記録を第2.2-4表から第2.2-15表に示す。 この地方に影響を与えた主な台風を第2.2-16表及び第2.2-17表に示す。 (2) 極値 むつ特別地域気象観測所の観測記録によれば,最高気温34.2℃(1994 年 8 月 12 日),最低気温-22.4℃(1984 年 2 月 18 日),日最大降水量162.5mm(1981 年 8 月 22 日),積雪の深さの月最大値170cm(1977 年 2 月 15 日)及び最大瞬間風速38.9m/s(1961 年 5 月 29 日)である。函館海洋気象台の観測記録によれば、最高気温33.6℃(1999 年 8 月 4 日),最低気温-19.4℃(1900 年 2 月 14 日),日最大降水量176.0mm(1939 年 8 月 25 日),積雪の深さの月最大値91cm(1985 年 2 月 10 日)及び最大瞬間風速46.5m/s(1999 年 9 月 25 日)である。添付六1.2.10外部からの衝撃による損傷防止適合のための設計方針1について(5)降水敷地付近で観測された日降水量の最大値は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935 年~2012 年)によれば162.5mm(1981 年 8 月 22 日),函館海洋気象台での観測記録(1873 年 ~2012 年)によれば176 mm(1939年 8 月 25 日)である。さらに1時間降水量の最大値(むつ特別地域気象観測所:51.5mm(1973 年 9 月 24 日),函館海洋気象台:63.2mm(1939 年 8 月 25 日)を考慮し,使用済燃料貯蔵建屋は降水に対して基本的安全機			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
			第1回	第2回以降	P10507947C
		能を損なわない設計とする。 また、金属キャスクは本体表面には防錆のために塗装を施し、さらに、自主的に二次蓋上部に対策を施すこと、使用済燃料集合体からの崩壊熱により金属キャスク表面に恒常的に結露が発生する状態が継続することは考え難いこと等から、表面に降水が付着しても基本的安全機能を損なうことはない。 万一、金属キャスク表面に錆が発生しても、その進展は緩慢であるため、巡視や定期的に行う外観検査等により、錆染みや塗装面の割れを確認し、基本的安全機能が損なわれる前に補修塗装等による処置を施すこ	M I L	<b>为2回</b> 次件	
		とが可能である。 添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及 ぼす可能性のある事象 (4) その他自然災害等 a.自然災害 (c) 地震及び津波以外の想定される自然現象 風(台風),低温・凍結,降水,積雪については, 敷地周辺の過去の記録に基づいて敷地で考えられ る最も過酷な場合を想定した設計を行う。			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学 的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。	添付書類四の「2.2.3 最寄りの気象官署等における一般気象」に示す敷地付近で観測された最深積雪の観測記録を基に、積雪荷重に対しては、170cmで設計を行う。なお、使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵区域及び受入れ区域の給気ロフード下端の位置は地上高さ約6m,排気口の位置は地上高さ約23mであり、また、給気口にはフードを、排気口には遮風板をそれぞれ設けていることから、積雪により給気口及び排気口が閉塞されることはない。	むつ特別地域気象観測所の 2012 年までの観測記録に よれば、最低気温-22.4℃ (1984年2月18日),日最大 降水量 162.5mm (1981年8月22日),積雪の深さの月最 大値 170cm(1977年2月15日)及び最大瞬間風速38.9m/s (1961年5月29日)である。 函館海洋気象台の2012年までの観測記録によれば、最 低気温-19.4℃ (1900年2月14日),日最大降水量 176.0mm (1939年8月25日),積雪の深さの月最大値91cm (2012年2月27日)及び最大瞬間風速46.5m/s (1999年 9月25日)である。 2気象官署の観測記録はほぼ等しい値を示すが、年平			
2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。		均気温,最高気温及び最低気温はむつ特別地域気象観測 所でやや高く,年間降水量もむつ特別地域気象観測所で			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	由諸聿太士	************************************	設工認		】 」 保安規
间···] 基于观别及O···] 基于观别开心	THEFT	工品自加口自为	第1回	第2回以降	<b>小</b> 夕/M
- 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスク		多くなっている。風向は2気象官署とも年間を通じて西			
が、必要に応じてその他の構築物、系統及び機		よりの風が多い。			
器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安		最寄りの気象官署における一般気象に関する統計を第			
全機能を維持できること。		2.2-2表及び第2.2-3表に示す。			
		最寄りの気象官署における主な観測記録を第 2.2-4			
		表から第2.2-15表に示す。			
		この地方に影響を与えた主な台風を第 2.2-16 表及び			
		第2.2-17表に示す。			
		(2) 極値			
		むつ特別地域気象観測所の観測記録によれば、最高気			
		温 34. 2℃ (1994 年 8 月 12 日),最低気温-22. 4℃ (1984			
		年2月18日),日最大降水量162.5mm(1981年8月22			
		日), 積雪の深さの月最大値 170cm (1977 年 2 月 15 日)			
		及び最大瞬間風速 38.9m/s (1961 年 5 月 29 日) である。			
		函館海洋気象台の観測記録によれば,最高気温 33.6℃			
		(1999年8月4日),最低気温-19.4℃(1900年2月14			
		日), 日最大降水量 176.0mm (1939 年 8 月 25 日), 積雪の 深さの日島大徳 01 xx (1995 年 8 日 10 日) 及び見大照目			
		深さの月最大値 91cm (1985 年 2 月 10 日) 及び最大瞬間			
		風速 46.5m/s(1999 年 9 月 25 日)である。			
		添付六 1.2.10 外部からの衝撃による損傷防止			
		適合のための設計方針			
		1 について			
		(6) 積雪			
		敷地付近で観測された最深積雪は、むつ特別地域気			
		象観測所での観測記録(1935 年~2012 年)によれば			
		170cm (1977 年 2 月 15 日) であるが, 函館海洋気象台			
		での観測記録 (1873 年~2012 年) によれば 91cm (2012			
		年2月27日)である。したがって、積雪荷重に対して			
		は, 170cm で設計を行う。			
		なお、使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵区域及び受入れ区			
		域の給気口フード下端の位置は地上高さ約6m, 排気			
		口の位置は地上高さ約23mであり、積雪により給気口			
		及び排気口が閉塞されることはない。			
		添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及			
		ぼす可能性のある事象			
		(4) その他自然災害等			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
		11 HU EI MILLI EI XX	第1回	第2回以降	
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学 的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。 2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスク が、必要に応じてその他の構築物、系統及び機 器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安 全機能を維持できること。	四. 1. ロ. (8). b. (続き) (f) 落雷 使用済燃料貯蔵建屋は、落雷による雷撃の影響及び火災発生を防止するため、避雷設備を設ける設計としている。具体的には、建築基準法に基づき、棟上導体を建屋外周部に設置する。避雷対策を施した施設内に金属キャスクを貯蔵することから、落雷により基本的安全機能を損なうおそれはない。	a. 自然災害 (c) 地震及び津波以外の想定される自然現象 風(台風),低温・凍結,降水,積雪については,敷地周辺の過去の記録に基づいて敷地で考えられる最も過酷な場合を想定した設計を行う。 添付六 1.2.10 外部からの衝撃による損傷防止適合のための設計方針 1 について (7) 落雷 使用済燃料貯蔵建屋は,落雷による影響及び火災発生を防止するため,避雷設備を設ける設計としている。具体的には,建築基準法に基づき,棟上導体を建屋外周部に設置する。避雷対策を施した施設内に金属キャスクを貯蔵することから,落雷により基本的安全機能を損なうおそれはない。 添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象 (4) その他自然災害等 a.自然災害 (c) 地震及び津波以外の想定される自然現象落雷については,「建築基準法」に基づく避雷設備を使用済燃料貯蔵建屋に設けることから,使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれはない。			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学	四. 1. ロ. (8). b. (続き) (g) 火山の影響 金属キャスクは使用済燃料貯蔵建屋内に収容 されるため、基本的安全機能に影響を及ぼす可 能性のある火山事象として設定した層厚 30cm, 密度 1.5g/cm³ (湿潤状態)の降下火砕物に対し, 使用済燃料貯蔵建屋が降下火砕物による荷重に 対して安全裕度を有する設計とすることによ り、使用済燃料貯蔵施設は基本的安全機能を損 なわない設計とする。	し抽出された使用済燃料貯蔵施設に影響を及ぼし得る火 山事象である降下火砕物に対して,建屋による防護,構 造健全性の維持等によって,基本的安全機能を損なわな い設計とする。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
	1 #13 = 1 / 2		第1回	第2回以降	MANUE.
的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。  2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。  一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスクが、必要に応じてその他の構築物、系統及び機器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を維持できること。	また、使用済燃料貯蔵施設に、長期にわたり静的荷重がかかることや腐食が発生することを避けるために、必要な資機材を確保するとともに、体制、手順等を整備し、降下火砕物の降灰時の点検及び除灰の対応を適切に実施する方針とする。 なお、恐山についてはマグマ噴火が発生する可能性は十分に低いが、過去のマグマ噴火に伴う火砕物密度流が敷地に到達していることを継続的に確認することを目的として供用期間中の火山活動のモニタリングを実施し、モニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家等の助言を踏まえ、最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行うこととする。	的安全機能を有する設備に該当する。 また、金属キャスクを内包する使用済燃料貯蔵建屋(以下1.1.9では「貯蔵建屋」という。)は、遮蔽機能及び除熱機能の一部を担っている設備であることから基本的安全機能を有する設備に該当する。 これより、使用済燃料貯蔵施設における外部事象防護施設(以下1.1.9では「防護施設」という。)を、金属キャスク及び貯蔵建屋とし、降下火砕物によってこれらがもつ基本的安全機能を損なわない設計とする。以上により、降下火砕物の侵入によって、基本的安全機能を損なう動的機器はない。  添付六 1.1.9.3 降下火砕物の設計条件及び特徴 (1) 降下火砕物の設計条件使用済燃料貯蔵施設の敷地において考慮する降下火砕物の話元として、添付書類四「7. 火山」に示すとおり、文献調査、地質調査及び降下火砕物の言型は30cmとする。また、密度については、恐山宮後テフラから採取した試料の密度試験結果を踏まえ1.5g/cm³(湿潤状態)とする。 (2) 降下火砕物の特徴各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。 a.火山ガラス片、鉱物結晶片から成る(4)。ただし、砂よりもろく硬度は低い(5)。 b.硫酸等を含む腐食性のガス(以下1.1.9では「腐食性ガス」という。)が付着している(4)。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない(6)。 c.水に濡れると導電性を生じる(4)。 d.湿った降下火砕物は乾燥すると固結する(4)。 e.降下火砕物粒子の融点は約1,000℃であり、一般的な砂に比べ低い(4)。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
#1 721 //W/7/20 #1 721 //W/7/7/V	T FIGHT 124	1 80 1 80 1 7 1 7 2	第1回	第2回以降	71/31/2
許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類  降下火砕物の特徴及び防護施設の構造や設置状況等を考慮し、防護施設に有意な影響を及ぼす可能性が考えられる影響因子を以下のとおり選定する。 (1) 直接的影響  a. 荷重			保安規定
		とから、水質汚染の影響を考慮する必要はない。 h. 絶縁低下 基本的安全機能の確保のために、必要な電気系機 器及び計測制御系機器がないことから、絶縁低下の 影響を考慮する必要はない。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	設工認	
		- I NU E ION I E XX	第1回	第2回以降	保安規定
		(2) 間接的影響 a. 外部電源喪失 送電網の損傷により外部電源が喪失した場合においても基本的安全機能を損なうことはないことから,外部電源喪失の影響は考慮する必要はない。 b. 交通の途絶 基本的安全機能の確保のために,外部からの支援を必要とする機器はないことから,交通の途絶の影響は考慮する必要はない。			
		添付六 1.1.9.5 降下火砕物の影響に対する設計 降下火砕物の影響として「1.1.9.4 降下火砕物による影響因子」で選定した影響因子により、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なわないよう、以下の設計とする。 (1) 荷重 貯蔵建屋の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより構造健全性を失わない設計とする。なお、建築基準法における積雪の荷重の考え方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物の荷重を短期に生じる荷重とし、建築基準法による短期許容応力度を許容限界とする。評価に当たっては、以下の荷重の組合せ等を考慮する。 a. 貯蔵建屋に常時作用する荷重 貯蔵建屋に常時作用する荷重として自重等の常時作用する荷重を考慮する。 b. その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ降下火砕物と組合せを考慮すべき火山以外の自然			
		現象は、荷重の影響において風(台風)及び積雪であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。 (2) 閉塞  貯蔵建屋の給気口に自主的に設置するバードスクリーン、及び排気口に自主的に設置する排気ルーバは、降下火砕物の粒径より十分に大きな格子とするとともに、貯蔵区域の給気口はフード下端の位置を地上高さ約6m、排気口は地上高さ約23mと降下火砕物の堆積			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
		I NO EI WILLIAM	第1回	第2回以降	VN927907C
		厚さを考慮した十分に高い位置に設けることにより、			
		給気口及び排気口は降下火砕物により閉塞しない設計			
		とする。			
		なお、給気口にはフードを、排気口には遮風板を設			
		置することにより、降下火砕物が給気口及び排気口か			
		ら貯蔵建屋へ侵入しにくい構造とする。			
		(3) 腐食			
		金属腐食研究の結果によると降下火砕物によって直			
		ちに金属腐食を生じることはないが、金属キャスク外			
		筒等の塗装及び自主的に二次蓋に対策を施し、短期で			
		の腐食により基本的安全機能を損なわない設計とす			
		る。			
		なお、給気口にはフードを、排気口には遮風板を設			
		置することにより、降下火砕物が給気口及び排気口か			
		ら貯蔵建屋へ侵入しにくい構造とする。			
		添付六 1.1.9.6 手順等			
		降下火砕物の降灰後、点検及び除灰の対応を適切に実			
		施するため、以下に係る手順等を定める。			
		(1) 防護施設への影響を確認するための点検を実施す			
		る。			
		(2) 点検によって降下火砕物の付着が確認された箇所に			
		ついて,付着した降下火砕物の分析を行うとともに,			
		除去を実施する。			
		(3) 降下火砕物の堆積や積雪により貯蔵建屋の構造設計			
		で考慮した荷重を上回ることがないように、貯蔵建屋			
		に堆積した降下火砕物及び積雪の除去を実施する。			
		添付六 1.1.9.7 火山モニタリング観測データに有意な変			
		化があった場合の対処方針			
		恐山はマグマ噴火が発生する可能性は十分に小さい			
		が、過去のマグマ噴火に伴う火砕物密度流が敷地に到達			
		していることから、火山影響評価の根拠が維持されてい			
		ることを継続的に確認することを目的として供用期間中			
		の火山活動モニタリングを実施する。			
		火山モニタリングの結果、観測データに有意な変化が			
		あった場合は、火山専門家等の助言を踏まえ、最新の科			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書太文	申請書本文 申請書本文 申請書本文	設工認		保安規定
II 13 盎牛/观点5次 ○ II 13 盎牛/观点5/开心	T HIS ELL ON	1. ht = l// 11 = 24	第1回	第2回以降	W S ML
		学的知見に基づき可能な限りの対処を行うこととする。			
		主な対処方針を以下に示す。			
		(1) 火山活動のモニタリング強化			
		(2) 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入停止			
		(3) 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出			
		添付六 1.2.10 外部からの衝撃による損傷防止 適合のための設計方針			
		1 について			
		(9) 火山の影響			
		敷地周辺の火山については、その活動性や敷地との			
		位置関係から判断して、設計対応不可能な火山事象が			
		使用済燃料貯蔵施設に影響を及ぼす可能性は十分小さ			
		い。ただし、恐山については過去のマグマ噴火に伴う			
		<b>火砕物密度流が敷地に到達していることから、火山影</b>			
		響評価の根拠が維持されていることを継続的に確認す			
		ることを目的として火山活動のモニタリングを実施す			
		る。			
		火山モニタリングの結果、観測データに有意な変化			
		があった場合は、火山専門家等の助言を踏まえ、最新			
		の科学的知見に基づき、可能な限りの対処を行うこと			
		とする。			
		降下火砕物 (火山灰) としては, 敷地近傍で確認され			
		た火山灰を考慮することとし、火山灰堆積量を 30cm に			
		設定する。また、必要に応じて、降下火砕物の除去等の			
		対応を行い、基本的安全機能が損なわれることがない			
		よう、適切な処置を講ずる。			
		添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及 ぼす可能性のある事象			
		(4) その他自然災害等			
		a. 自然災害			
		(c) 地震及び津波以外の想定される自然現象			
		敷地周辺の火山については、その活動性や敷地			
		との位置関係から判断して、設計対応不可能な火			
		山事象が使用済燃料貯蔵施設に影響を及ぼす可能			
		性は十分に小さい。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
FI 引 基 中 / 元 列 / 八 / 八 / 三 / 八 / 元 / 八 / 八 / 八 / 八 / 八 / 八 / 八 / 八	T 明 百 个 人		第1回	第2回以降	<b>水</b>
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺において想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止)2第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。一使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスクが、必要に応じてその他の構築物、系統及び機器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を維持できること。 3第2項に規定する「想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等をいう。なお、「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下で確率の評価について」(平成14・07・29原院第4号(平成14年7月30日原子力安全・保安院制定))等を参考に、防護設計の要否について確認すること。また、近隣工場等における事故については、事故の種類と施設までの距離との関連においてる影響を評価した上で、必要な場合、基本的安全機能を確保する上で必要な 施設が適切に保護されていることを確認すること。	四. 1. ロ. (8). b. (続き) (h) 飛来物(航空機落下等) リサイクル燃料備蓄センター周辺には、飛来物の発生の原因となり得る工場等はないことから、工場等からの飛来物を考慮する必要はない。また、航空機落下については、これまでの事故実績をもとに、民間航空機、自衛隊機及び米軍機が使用済燃料貯蔵施設へ落下する確率を評価した。その結果は約5.1×10 <sup>8</sup> 回/施設・年であり、10 <sup>-7</sup> 回/施設・年を下回る。したがって、航空機落下を考慮する必要はない。	(1) 孤女姗 (临虚拟装工处)			
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第11条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 基本的安全機能を損なわないものでなければならな い。 2 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺にお いて想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性 を損なわせる原因となるおそれがある事象であっ	四.1. ロ.(8). b.(続き) (i) 外部火災(森林火災,爆発及び近隣工場等の火災) 使用済燃料貯蔵施設は,想定される外部火災において,最も厳しい火災が発生した場合においても基本的安全機能を損なわない設計とする。	使用済燃料貯蔵施設は、外部火災に対して、使用済燃	0		0

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	保安規定	
			第1回	第2回以降	7,2
て人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して基本的安全機能を損なわないものでなければならない。	自然現象として想定される森林火災の延焼防止を目的として,リサイクル燃料備蓄センター 周辺の植生を確認し,作成した植生データ等を	を損なわない設計とする。 想定する外部火災として、森林火災、近隣の産業施設 の火災・爆発、リサイクル燃料備蓄センター敷地内の危			
【解釈】第11条(外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び津波を除く。)」とは、使用済燃料貯蔵施設の 敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学 的知見に基づき、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学	もとに求めた最大火線強度(6,775kW/m)から算出される防火帯(22m)を敷地内に設ける。 防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 また、森林火災による熱影響については、火炎	険物貯蔵設備の火災及び航空機墜落による火災を想定する。外部火災にて想定する火災を第1.1-9表に示す。また、想定される火災及び爆発の二次的影響(ばい煙及び有毒ガス)に対して、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なわない設計とする。			
的事象、森林火災等から適用されるものをいう。 なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重 畳を考慮すること。	輻射強度 (358kW/m²) の影響を考慮した場合においても, 離隔距離の確保等により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なわない設計とす	使用済燃料貯蔵施設においては,金属キャスクが基本 的安全機能を有する設備に該当する。			
2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能 を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスク が、必要に応じてその他の構築物、系統及び機 器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安 全機能を維持できること。	る。 使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原 因となるおそれがある事象であって人為による もの(故意によるものを除く。)として想定され る近隣の産業施設の火災及び爆発については、 離隔距離の確保等により使用済燃料貯蔵施設の	また、金属キャスクを内包する使用済燃料貯蔵建屋(以下1.1.10では「貯蔵建屋」という。)は、遮蔽機能及び除熱機能の一部を担っている設備であることから基本的安全機能を有する設備に該当する。 これより、使用済燃料貯蔵施設における外部事象防護施設(以下1.1.10では「防護施設」という。)を、金属			
3 第2項に規定する「想定される当該使用済燃料 貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれ がある事象であって人為によるもの(故意による ものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を 基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下	一敷地内に設置する危険物貯蔵設備の火災及び 航空機墜落による火災については、離隔距離の 確保等により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全	想定される森林火災については,「原子力発電所の外部			
等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等をいう。 なお、「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について」 (平成 14・07・29 原院第 4 号 (平成 14年 7 月 3 0 日原子力安全・保安院制定))等を参考に、防	許容温度以下とすることで使用済燃料貯蔵施設 の基本的安全機能を損なわない設計とする。な	火災影響評価ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061912 号原子力規制委員会決定)(以下 1.1.10.では「ガイド」という。)を参考とし、リサイクル燃料備蓄センター周辺の植生、過去 10 年間の気象条件を調査し、使用済燃料貯蔵施設から直線距離 10km の間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション解析コード(以下			
護設計 の要否について確認すること。また、近隣 工場等における事故については、事故の種類と施 設までの距離との関連においてその影響を評価し た上で、必要な場合、基本的安全機能を確保する 上で必要な 施設が適切に保護されていることを 確認すること。	毒ガスによる影響については、使用済燃料貯蔵 建屋には除熱のための空気を通風させる給気口 及び排気口を設置することから、建屋内に長時 間滞留することは考えにくく、使用済燃料貯蔵 施設の基本的安全機能に影響を与えることはな	1.1.10.では「FARSITE」という。)を用いて影響評価を実施し、森林火災の延焼を防ぐための手段として防火帯を設け、火炎が防火帯外縁に到達するまでの時間、貯蔵建屋外壁への熱影響及び危険距離を評価し、必要な防火帯幅、貯蔵建屋との離隔距離を確保することにより、			

٧١°

防護施設の基本的安全機能を損なわない設計とする。

森林火災における各樹種の可燃物量は、森林簿等の

(1) 森林火災の想定

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
	TIMETA	1 111 11 11/11 11/11	第1回	第2回以降	
		データ及び敷地周辺の航空写真をもとに植生を判読			
		し、現地調査により得られた樹種を踏まえて補正した			
		植生を用いる。また、林齢は、樹種を踏まえて地面に生			
		育する可燃物量が多くなるように保守的に設定する。			
		気象条件は、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4			
		箇所の気象観測所における過去 10 年間の気象データ			
		を調査し、青森県における森林火災発生頻度が年間を			
		通じて比較的高い月の最小湿度,最高気温及び最大風			
		速の組合せとする。			
		風向については、各月における最大風速時風向と各			
		月における最多風向を調査し西南西及び南南西を卓越			
		風向として設定する。さらに、森林とリサイクル燃料			
		備蓄センターの位置関係を考慮して、東も風向として			
		設定する。			
		発火点については,防火帯幅の設定及び熱影響評価			
		に際し、FARSITEより出力される最大火線強度			
		及び反応強度の高い値を用いて評価するため,リサイ			
		クル燃料備蓄センターから直線距離 10km の間で風向			
		及び人為的行為を考慮し、3地点を設定する。			
		a. 卓越風向であるリサイクル燃料備蓄センターの西			
		南西方向には集落があり、火災がより延焼しやすい			
		と考えられる集落と森林の境界を発火点1として選			
		定する。			
		b. 同じく卓越風向である南南西方向には自然公園及			
		び滑走路跡地があるが、滑走路跡地は非燃焼領域と			
		なっており、自然公園はそこからさらにリサイクル			
		燃料備蓄センターより遠方となるため、滑走路跡地			
		付近で,人為的行為を考慮した道路沿いを発火点2			
		として選定する。			
		c. リサイクル燃料備蓄センター東側については, 市			
		道を挟んで至近に森林(マツ)が存在し、卓越風向で			
		はないが季節により強い風が吹く時期もあることか			
		ら、この特有の立地条件に鑑み、東側の森林内につ			
		いて発火点3として選定する。			
		また、森林火災の発火時刻については、日照による			
		草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が変化すること			
		から、これらを考慮して火線強度が最大となる時刻を			

申請書添付書類			
	第1回	第2回以降	保安規定
設定する。 ②) 評価対象範囲 森林火災の発火点をリサイクル燃料備蓄センター敷 地周辺の10km以内とし、発火点からの植生、地形等を 考慮して保守的にリサイクル燃料備蓄センターの東西 12km 及び南北12kmの正方形範囲を評価対象とする。 ③) 入力データ(FARSITE入力条件) a.地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センター周辺の土地の標高、地形等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」 (国土地理院データ)を用いる。 b.土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センター周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」(国土交通省データ)を用いる。 c.植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センターの敷地周辺の樹種や生育情報に関する情報を有する森林簿、森林計画図を入手し、土地利用データにおける森林情報について樹種、林齢によりさらに細分化するとともに、敷地内及び周辺の植生について現地調査を行い、FARSITE入力データとしての妥当性を確認のうえ植生区分を設定する。 d.気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4箇所の気象観測所における過去10年間の気象データのうち、青森県で発生した森林火災の実績より、発生頻度が高い3月から8月の気象条件(最高気温、最小湿度、最大風速及び最多風角)の最も厳しい条件を用いる。	第1回	第2回以降	
1133)	地周辺の10km以内とし、発火点からの植生、地形等を 考慮して保守的にリサイクル燃料備蓄センターの東西 12km及び南北12kmの正方形範囲を評価対象とする。 入力データ(FARSITE入力条件) a. 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センター周辺の土地の標高、地形等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」 (国土地理院データ)を用いる。 b. 土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センター周辺の建物用地、交通用地等の度である100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」(国土交通省データ)を用いる。 c. 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センターの敷地周辺の樹種や生育情報に関する情報を有する森林簿、森林計画図を入手し、土地 利用データにおける森林情報について樹種、林齢によりさらに細分化するとともに、敷地内及び周辺の 植生について現地調査を行い、FARSITE入力 データとしての妥当性を確認のうえ植生区分を設定する。 d. 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4箇所の気象等である。 なり、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4箇所の気象である。 なり、現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4箇所の気象である。 なり、現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4箇所の気象である。 なり、現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4箇所の気象である。 なり、現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4億所の気象である。 なり、現地にで起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4億所の気象である。 なり、現地にで起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4億所の気象である。 なり、現地にで起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4億所の気象である。 なり、現地にで起こり得る最も厳しい条件を検討するにある。 なり、現地にで起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル機関所の気象である。	地周辺の 10km以内とし、発火点からの植生、地形等を考慮して保守的にリサイクル燃料備蓄センターの東西 12km 及び南北 12km の正方形範囲を評価対象とする。 入力データ 「FARSITE入力条件) a. 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル燃料備蓄センター周辺の土地の標高、地形等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である 10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」(国土地理院データ)を用いる。 b. 土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル燃料備蓄センター周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である 100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」(国土交通省データ)を用いる。 c. 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル燃料備蓄センターの敷地周辺の樹種や生育情報に関する情報を有する森林簿、森林計画図を入手し、土地利用データにおける森林情報について樹種、林齢によりさらに細分化するとともに、敷地内及び周辺の植生について現地調査を行い、FARSITE入力データとしての妥当性を確認のうえ植生区分を設定する。 d. 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4箇所の気象観測所における過去10年間の気象データのうち、青森県で発生した森林火災の実績より、発生頻度が高い3月から8月の気象条件(最高気温、最小湿度、最大風速及び最多風向)の最も厳しい条件を用いる。延焼速度及び火線強度の算出	他周辺の 10km 以内とし、発火点からの植生、地形等を 考慮して保守的にリサイクル燃料備蓄センターの東西 12km 及び南北 12km の正方形範囲を評価対象とする。 入力データ (FARSITE入力条件) a. 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センター周辺の土地の標高、地形等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である 10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」 (国土地理院データ)を用いる。 b. 土地利用データ 助土地利用データ 地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センター周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である 100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」(国土交通省データ)を用いる。 c. 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、リサイクル 燃料備蓄センターの敷地周辺の樹種や生育情報に関する情報を有する森林薄、森林計画図を入手し、土地 利用データにおける森林情報について樹種、林齢によりさらに細分化するとともに、敷地内及び周辺の 植生について現地調査を行い、FARSITE入力 データとしての妥当性を確認のうえ植生区分を設定する。 d. 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、リサイクル燃料備蓄センター近辺の4箇所の気象側所の気象観測所における過去10年間の気象データのうち、 青森県で発生した森林火災の実績より、発生頻度が 高い3月から8月の気象条件(最高気温、最小湿度、 最大風速及び最多風向)の最も厳しい条件を用いる。 延焼速度及び火線強度の算出

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
		11.11日日11/11日294	第1回	第2回以降	N S ML
		て、延焼速度や火線強度を算出する。			
		(5) 火炎到達時間による消火活動			
		延焼速度より、発火点から防火帯までの最短の火炎			
		到達時間(0.4時間(発火点3))を算出し、森林火災			
		が防火帯に到達するまでの間に自衛消防隊による消火			
		活動が可能であり、万一の飛び火等による火炎の延焼			
		を防止することで防護施設の基本的安全機能を損なわ			
		ない設計とする。			
		(6) 防火帯幅の設定			
		FARSITEから出力される最大火線強度			
		(6,775kW/m (発火点1)) により算出される防火帯幅			
		21.9mに対し、22mの防火帯幅を確保することにより			
		防護施設の基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		防火帯は、延焼防止効果を損なわない設計とし、防			
		火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小			
		限とする。設置する防火帯を第1.1-6図に示す。			
		(7) 防護施設への熱影響			
		森林火災の直接的な影響を受ける貯蔵建屋への影響			
		評価を実施し、離隔距離の確保により、防護施設の基			
		本的安全機能を損なわない設計とする。			
		なお、影響評価に用いる火炎輻射強度は、FARS			
		ITEから出力される反応強度から求める火炎輻射強			
		度 (358kW/m² (発火点1)) とする。			
		a. 火災の想定			
		森林火災による熱を受ける貯蔵建屋外壁表面と森			
		林火災の火炎輻射強度が発する地点が同じ高さにあ			
		ると仮定し、離隔距離は最短距離とする。			
		森林火災の火炎は、円筒火炎モデルとする。火炎の			
		高さは燃焼半径の3倍とし、燃焼半径から円筒火炎			
		モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だ			
		け円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。また、			
		気象条件は無風状態とする。			
		b. 貯蔵建屋への熱影響			
		火炎輻射強度 (358kW/m²) に基づき算出する,防火			
		帯外縁 (火炎側) から最も近くに位置する貯蔵建屋外			
		壁の表面温度をコンクリート許容温度 200℃ <sup>(7)</sup> 以下			
		とすることで、貯蔵建屋の基本的安全機能を損なわ			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
II 13 盎十次以外人 □ □ 13 盎十次以外,开小人	小明自个人	T. 阳自1m门自28	第1回	第2回以降	M S M M
		ない設計とする。 (8) 貯蔵建屋の危険距離の確保 森林火災の直接的な影響を受ける貯蔵建屋の外壁で 受ける火炎からの輻射に対し,防火帯外縁(火炎側)から貯蔵建屋外壁までの離隔距離を,火炎輻射強度 (358kW/m²)に基づいて算出する危険距離(約16m) 以上確保することにより,貯蔵建屋の基本的安全機能			
		以上確保することにより、貯蔵建屋の基本的安全機能を損なわない設計とする。  添付六 1.1.10.4 近隣の産業施設等の火災・爆発ガイドを参考とし、リサイクル燃料備蓄センター敷地外 10km 以内の産業施設を抽出したうえで使用済燃料貯蔵施設との離隔距離を確保すること、及びリサイクル燃料備蓄センター敷地内で火災を発生させるおそれのある危険物貯蔵設備を選定し、危険物貯蔵設備の燃料量と貯蔵建屋との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける貯蔵建屋外壁への熱影響評価を行い、離隔距離の確保により、貯蔵建屋の基本的安全機能を損なわない設計とする。 (1) 近隣の産業施設の火災・爆発評価  a. 石油コンビナート等に関する評価ガイドにおける石油コンビナート等の評価対象範囲は、リサイクル燃料備蓄センターより火災評価で半径10km以内、ガス爆発で南北及び東西10kmとしており、最も至近であるむつ小川原地区についても			
		40km 以上離れていることから、リサイクル燃料備蓄センターから10km以内に石油コンビナート等の施設はない(8)ことを確認した。 b. 石油コンビナート以外の施設に関する評価石油コンビナートを除く、消防法及び高圧ガス保安法に基づき届出がされている危険物貯蔵施設及び高圧ガス類貯蔵施設について調査を行い、ガイドを参考としてリサイクル燃料備蓄センターから半径10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設及びリサイクル燃料備蓄センターの南北10km、東西10kmに位置する高圧ガス類貯蔵施設に対して、リサイクル燃料備蓄センターに最も近い施設及び最大貯蔵量を有する施			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
HI JET / YUNA/A O HI JET / YUNA/ATIV	I HIV ET I	I NO EI MAILT ELVA	第1回	第2回以降	٧٨٩٨٨٢
		設をそれぞれ抽出した。その結果, 保守的にリサイク			
		ル燃料備蓄センターから最短距離にある危険物貯蔵			
		施設及び高圧ガス類貯蔵施設に最大貯蔵量の危険物			
		が貯蔵されていると仮定し、これに火災・爆発が発生			
		した場合を想定する。			
		危険物貯蔵施設の火災については,算出される輻			
		射強度に基づき, 防火帯外縁 (火炎側) から最も近く			
		に位置する貯蔵建屋から危険物貯蔵施設までの離隔			
		距離を危険距離(約138m)以上確保することにより,			
		貯蔵建屋の基本的安全機能を損なわない設計とす			
		る。			
		また, 高圧ガス類貯蔵施設の爆発については, 貯蔵			
		建屋から高圧ガス類貯蔵施設までの離隔距離を、ガ			
		イドに基づき算出した危険限界距離 (約 90m) 以上確			
		保することにより、貯蔵建屋の基本的安全機能を損			
		なわない設計とする。			
		(2) リサイクル燃料備蓄センター敷地内の危険物貯蔵設			
		備に関する評価			
		リサイクル燃料備蓄センター敷地内には、危険物貯			
		蔵設備としてエンジン発電機,電源車,据置型発電機,			
		キャスク輸送車両及びモニタリングポスト用発電機が			
		ある。これらの火災により直接的な影響を受ける貯蔵			
		建屋への影響評価を実施し、離隔距離の確保により、			
		貯蔵建屋の基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		なお、敷地南側の高台に設置する軽油貯蔵タンクは、			
		地下に埋設するため火災評価の対象外とする。			
		リサイクル燃料備蓄センター敷地内に設置する危険			
		物貯蔵設備について第 1.1-10 表に示す。			
		a. 火災の想定			
		各危険物貯蔵設備の貯蔵量は、危険物施設として			
		許可された貯蔵容量とし、離隔距離は、評価上厳しく			
		なるよう危険物貯蔵設備の位置から貯蔵建屋までの			
		最短の直線距離とする。			
		火炎は円筒火炎モデルとし、火炎の高さは燃焼半			
		径の3倍とする。また、気象条件は無風状態とする。			
		b. 貯蔵建屋への熱影響			
		輻射強度の値が最も大きいエンジン発電機の火災			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
#1 122+/yux1/X 0 #1 122+/yux1/11/V		I NO E ION I E ION	第1回	第2回以降	איניאלי
		について,輻射強度 (178.4W/m²) に基づき算出する			
		貯蔵建屋外壁の表面温度をコンクリート許容温度			
		200℃ (7) 以下とすることで貯蔵建屋の基本的安全機			
		能を損なわない設計とする。			
		添付六 1.1.10.5 航空機墜落による火災			
		ガイドを参考とし、航空機墜落による火災について墜			
		落カテゴリ毎に選定した航空機を対象に、直接的な影響			
		を受ける貯蔵建屋への影響評価を実施し、離隔距離の確			
		保により、貯蔵建屋の基本的安全機能を損なわない設計			
		とする。			
		(1) 対象航空機の選定			
		航空機墜落確率評価においては、過去の日本国内に			
		おける航空機墜落事故の実績をもとに、墜落事故を航			
		空機の種類及び飛行形態に応じてカテゴリに分類し,			
		カテゴリ毎に墜落確率を求める。ここで、墜落事故の			
		実績がないカテゴリの事故件数については保守的に			
		0.5回として扱う。			
		また、航空機墜落事故については、カテゴリ毎の対			
		象航空機の民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、訓			
		練中の事故等, その発生状況が必ずしも同一ではなく,			
		また、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行			
		形態が同一ではないと考えられる。これらを踏まえて			
		選定したカテゴリ別の航空機墜落確率を第 1.1-11 表			
		に示す。			
		(2) 防護施設への熱影響			
		a. 火災の想定			
		航空機は、航空機墜落評価の対象航空機のうち燃			
		料積載量が最大の機種とし、燃料を満載した状態と			
		する。この航空機の墜落によって、燃料に着火し火災			
		が起こることを想定する。			
		火炎は円筒火炎モデルとし、火炎の高さは燃焼半			
		径の3倍とする。また、気象条件は無風状態とする。			
		b. 墜落地点			
		墜落地点は、貯蔵建屋を中心にして墜落確率が10-			
		7回/施設・年以上になる範囲のうち, 貯蔵建屋への影			
		響が最も厳しくなる位置に墜落すると想定する。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文		工認	保安規定	
		1, 10 目 10/11 目 28	第1回	第2回以降	
		c. 貯蔵建屋への熱影響			
		墜落事故のカテゴリ毎に選定した航空機を対象			
		に, 火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,			
		一定の輻射強度で貯蔵建屋外壁が昇温されるものと			
		して、算出する貯蔵建屋外壁の表面温度をコンクリ			
		ート許容温度 200°C <sup>(7)</sup> 以下とすることで, 貯蔵建屋			
		の基本的安全機能を損なわない設計とする。評価対			
		象航空機の離隔距離及び輻射強度を第 1.1-12 表に			
		示す。			
		添付六 1.1.10.6 火災による金属キャスクへの熱影響			
		貯蔵建屋には除熱のための空気を通風させる給気口及			
		び排気口が設置されており、火災の影響により貯蔵建屋			
		内の空気温度や流れの状態が変化し金属キャスクに影響			
		を及ぼすことが考えられる。また、金属キャスクの除熱			
		機能については、使用済燃料集合体の崩壊熱を適切に除			
		去する設計としており、火災の影響による燃料被覆管及			
		び金属キャスクの構成部材の温度上昇を考慮しても金属			
		キャスクの基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		(1) 貯蔵建屋外壁内表面からの熱伝達に起因する貯蔵建			
		屋内空気温度上昇による金属キャスクへの影響			
		外部火災による貯蔵建屋内空気温度への影響とし			
		て、火災からの輻射熱により貯蔵建屋外壁温度が上昇			
		し、外壁内表面からの熱伝達による影響が考えられる。			
		外壁内表面からの熱伝達による影響については、貯			
		蔵建屋外壁は熱容量が大きく、貯蔵建屋外壁の外表面			
		での温度上昇が内表面の温度に変化をもたらすまでに			
		は大きな時間遅れが伴い、その温度上昇も極めて緩や			
		かであることから、外壁内表面からの熱伝達による貯			
		蔵建屋内の空気温度上昇は5℃未満であり、貯蔵建屋			
		内空気の温度上昇による金属キャスクへの影響は無視			
		できる。			
		(2) 熱気流の侵入に起因する貯蔵建屋内空気温度の上昇			
		による金属キャスクへの影響			
		外部火災により発生する熱気流が直接貯蔵建屋内に			
		侵入することによる影響が考えられる。現実的には発			
		火点の位置や上昇気流、また、気象条件の影響も考慮			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
	TIMETA	T NO E ION 1 E VA	第1回	第2回以降	
		すれば火災からの熱気流が全て給気口及び排気口に到			
		達し侵入することは考えられないが,保守的に発生す			
		る熱気流が全て直接貯蔵建屋内の金属キャスクに最も			
		近い給気口に侵入する風速を設定し、貯蔵建屋内の空			
		気温度上昇量を算出する。			
		熱気流の侵入による貯蔵建屋内空気の温度上昇量は			
		最大でも29℃程度であり、使用済燃料集合体の崩壊熱			
		を適切に除去することにより、金属キャスクの基本的			
		安全機能を損なうことはない。			
		(3) 貯蔵建屋内の空気の流れが変化した場合の金属キャ			
		スクへの影響			
		外部火災の影響により貯蔵建屋内の空気の流れが変			
		化した場合として、現実には考えにくいが金属キャス			
		クの温度と貯蔵建屋内の空気温度のバランスが変化し			
		て貯蔵建屋内の空気の流れが一時的に滞留し、金属キ			
		ャスク表面における対流及び金属キャスク表面からの			
		輻射が失われ断熱状態となることを仮定した場合にお			
		いても、使用済燃料集合体の崩壊熱による金属キャス			
		クの温度上昇量は最大でも6℃程度であり、金属キャ			
		スクの基本的安全機能を損なうことはない。			
		添付六 1.1.10.7 火災の重畳による影響			
		複数の火災が重畳して発生した場合、単一の火災より			
		影響が大きくなると考えられるため、火災の重畳による			
		影響を考慮する。火災が重畳する場合として、森林火災			
		と近隣の産業施設の火災の重畳、及び敷地内の危険物貯			
		蔵設備の火災と航空機墜落による火災の重畳を考慮す			
		る。			
		森林火災と近隣の産業施設の火災の重畳については、			
		リサイクル燃料備蓄センターから見た森林火災の発火点			
		と近隣の産業施設の立地点の方位が異なり、離隔距離も			
		大きく異なるため、同時に火災が発生しても影響が重畳			
		することは考え難いため、重畳による影響はない。			
		敷地内の危険物貯蔵設備の火災と航空機墜落による火			
		災の重畳については、敷地内危険物貯蔵設備の火災のう			
		ち評価結果が最も厳しいエンジン発電機と、航空機墜落			
		による火災のうち評価結果が最も厳しい自衛隊機又は米			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
HI JEF / MIXIX O HI JEF / MIXIJIF V	1 #13 #1 / /		第1回	第2回以降	VN 92 /94/C
		軍機 (基地ー訓練空域往復時) の UHー60J について, 同			
		時に火災が発生した場合においても貯蔵建屋及び金属キ			
		ャスクの基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		添付六 1.1.10.8 二次的影響 (ばい煙及び有毒ガス)			
		外部火災による二次的影響として、ばい煙及び有毒ガ			
		スにより防護施設の基本的安全機能が損なわれるおそれ			
		はない。			
		(1) ばい煙の影響			
		貯蔵建屋には除熱のための空気を通風させる給気口			
		及び排気口を設置するため、給気口及び排気口の開口			
		部から火災により生じたばい煙、有毒ガスがそのまま			
		貯蔵建屋内に流入することが考えられる。ばい煙の粒			
		子径は一般的にはマイクロメートル (μm) のオーダー			
		であるため、外部からのばい煙等の付着により給気口			
		及び排気口が閉塞される可能性は極めて低い。また,			
		貯蔵建屋の給気口及び排気口の設置位置を考慮して			
		も、過去の気象観測記録による最大積雪量及び降下火			
		砕物最大堆積層厚と比較して十分高い位置にあり、ば			
		い煙等を含む異物の堆積による給気口及び排気口の閉			
		塞はないことからばい煙による貯蔵建屋への影響はな			
		٧٠ <sub>°</sub>			
		貯蔵建屋の構造上ばい煙が貯蔵建屋内に長時間滞留			
		することはないため、ばい煙の熱による影響について			
		は考慮する必要はない。また、貯蔵建屋内の安全が確			
		認でき次第速やかに金属キャスク及びその他の設備の			
		点検や必要な清掃を実施し,長期的な影響についても,			
		日常の監視及び巡視並びに定期的な点検により異常の			
		有無を確認できることから,使用済燃料貯蔵施設の基			
		本的安全機能を損なうおそれはない。			
		(2) 有毒ガスの影響			
		金属キャスク貯蔵期間中は金属キャスク及び各設備			
		の点検、保守等の実施時以外に貯蔵建屋に人員が常駐			
		することはなく、火災に伴う有毒ガスの流入時には貯			
		蔵建屋内の人員は迅速に避難することから、有毒ガス			
		に対する貯蔵建屋の居住性を考慮する必要はない。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
	THEFT	- I NO E MULT ENV	第1回	第2回以降	VN S /VL/C
		添付六 1.1.10.9 体制     火災発生時の初期消火活動を行うための要員が常駐するとともに、火災発生時には、消火活動を行うための自衛消防隊を設置する。     自衛消防隊体制を第1.1-7図に示す。  添付六 1.1.10.10 手順等     外部火災における手順については、防火帯の維持・管理の対応、事前放水の対応を適切に実施するため、以下の措置を講ずる。     (1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検の手順等を整備し、実施する。     (2) 事前放水については、手順を整備し、自衛消防隊が	<b>第1回</b>	<b>第2回以降</b>	
		動力消防ポンプを用いて実施する。なお、万一、外部 火災の火炎が敷地境界を越える場合には、貯蔵建屋の 外壁及び防火帯内設置設備に事前放水する。 (3) 外部火災から使用済燃料貯蔵施設を防護するための 防火帯に関する教育を定期的に実施する。 (4) 火災発生時の消火活動に関する教育を定期的に実施 する。また、自衛消防隊等による総合的な訓練を定期 的に実施する。			
		添付六 1.2.10 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 1 について (11) 森林火災 想定される森林火災については、使用済燃料貯蔵施 設周辺の植生、過去10年間の気象条件を調査し、使用 済燃料貯蔵施設から直線距離10kmの間に発火点を設 定し、森林火災シミュレーション解析コード(FAR SITE)を用いて影響評価を実施し、森林火災の延 焼を防ぐための手段として防火帯を設け、火炎が防火 帯外縁に到達するまでの時間、使用済燃料貯蔵建屋外 壁への熱影響及び危険距離を評価し、必要な防火帯幅、 使用済燃料貯蔵建屋との離隔距離を確保することによ り、使用済燃料貯蔵建屋の基本的安全機能を損なわな い設計とする。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
	中明音學人	中间音称门音块	第1回	第2回以降	<b>不</b> 女况/
		また、火災の影響により使用済燃料貯蔵建屋内の空			
		気の温度や流れの状態が変化し、金属キャスクに影響			
		を及ぼすことが考えられるため、火災による影響を考			
		慮しても、金属キャスクの基本的安全機能を損なうこ			
		とはない。			
		2 について			
		(3) 爆発			
		リサイクル燃料備蓄センターから最も近い石油コン			
		ビナートは 40km 以上離れており <sup>(8)</sup> , 爆発を考慮する			
		必要はない。また,リサイクル燃料備蓄センター周辺			
		の高圧ガス類貯蔵施設の爆発については,使用済燃料			
		貯蔵建屋から高圧ガス類貯蔵施設までの離隔距離を,			
		貯蔵される高圧ガスの種類及び貯蔵量等から算出した			
		危険限界距離以上確保することにより、使用済燃料貯			
		蔵施設の基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		(4) 近隣工場等の火災			
		リサイクル燃料備蓄センター周辺における近隣の産			
		業施設等の危険物貯蔵施設の火災及びリサイクル燃料			
		備蓄センター敷地内の危険物貯蔵設備の火災について			
		は、算出される輻射強度に基づき、使用済燃料貯蔵建			
		屋外壁の表面温度をコンクリート許容温度以下とする			
		ことにより、使用済燃料貯蔵建屋の基本的安全機能を			
		損なわない設計とする。			
		航空機墜落による火災については,使用済燃料貯蔵			
		建屋を中心として墜落確率が10-7回/施設・年に相当す			
		る標的面積をもとにした離隔距離を算出して墜落地点			
		とし、使用済燃料貯蔵建屋外壁の表面温度をコンクリ			
		ー ト許容温度以下とすることにより,使用済燃料貯蔵			
		建屋の基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		また、火災の影響により使用済燃料貯蔵建屋内の空			
		気の温度や流れの状態が変化し、金属キャスクに影響			
		を及ぼすことが考えられるため、火災による影響を考			
		慮しても、金属キャスクの基本的安全機能を損なうこ			
		とはない。			
		(5) 有毒ガス			
		リサイクル燃料備蓄センター周辺には、石油コンビ			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
1 3 1 7 1 7 2 1 7	1 113 12 1 2 2		第1回	第2回以降	F105(7)827C
		ナート等の有毒物質を貯蔵する固定施設はなく、陸上			
		輸送等の可動施設についても、幹線道路から使用済燃			
		料貯蔵施設は離れている。また、金属キャスク貯蔵期			
		間中は金属キャスク及び各設備の点検、保守の実施時			
		以外に使用済燃料貯蔵建屋に人員が常駐することはな			
		く、外部火災に伴う有毒ガスの流入時には使用済燃料			
		貯蔵建屋内の人員は迅速に避難することから、有毒ガ			
		スに対する使用済燃料貯蔵建屋の居住性を考慮する必			
		要はない。			
		添付八 2.1.3 貯蔵期間中に基本的安全機能に影響を及 ぼす可能性のある事象			
		(4) その他自然災害等			
		a. 自然災害			
		(c) 地震及び津波以外の想定される自然現象			
		森林火災については、使用済燃料貯蔵施設と森			
		林との間に防火帯を設置し、防火帯外縁から適切			
		な離隔距離を保つことにより、敷地外の森林から			
		出火し敷地内の植生へ延焼した場合であっても,			
		使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なわな			
		い設計とする。			
		b. 使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因と			
		なるおそれがある事象であって人為によるもの(故			
		意によるものを除く。)			
		(b) 有毒ガス			
		リサイクル燃料備蓄センター周辺には、石油コ			
		ンビナート等の有毒物質を貯蔵する固定施設はな			
		く,陸上輸送等の可動施設についても,幹線道路か			
		ら使用済燃料貯蔵施設は離れている。また, 金属キ			
		ャスク貯蔵期間中は金属キャスク及び各設備の点			
		検、保守等の実施時以外に使用済燃料貯蔵建屋に			
		人が常駐することはなく、外部火災に伴う有毒ガ			
		スの流入時には使用済燃料貯蔵建屋内の人員は迅			
		速に避難することから、有毒ガスに対する使用済			
		燃料貯蔵建屋の居住性を考慮する必要はない。			
		(f) 爆発			
		リサイクル燃料備蓄センターから最も近い石油			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	由詩畫木文	申請書本文                申請書添付書類	設工認		   保安規范
	<b>中明首本人</b>	T 明 首 称 1 ) 首 次	第1回	第2回以降	- MAM
		コンビナートは 40km 以上離れており, 爆発を考慮			
		する必要はない。また, リサイクル燃料備蓄センタ			
		ー周辺の高圧ガス類貯蔵施設の爆発については,			
		使用済燃料貯蔵建屋から高圧ガス類貯蔵施設まで			
		の離隔距離を、貯蔵される高圧ガスの種類及び貯			
		蔵量等から算出した危険限界距離以上確保するこ			
		とにより、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能			
		を損なわない設計とする。			
		(g) 近隣工場等の火災			
		リサイクル燃料備蓄センター周辺における近隣			
		の産業施設等の危険物貯蔵施設の火災及びリサイ			
		クル燃料備蓄センター敷地内の危険物貯蔵設備の			
		火災については,算出される輻射強度に基づき,使			
		用済燃料貯蔵建屋外壁の表面温度をコンクリート			
		許容温度以下とすることにより、使用済燃料貯蔵			
		建屋の基本的安全機能を損なわない設計とする。			
		航空機墜落による火災については,使用済燃料			
		貯蔵建屋を中心として墜落確率が10-7回/施設・年			
		に相当する標的面積をもとにした離隔距離を算出			
		して墜落地点とし、使用済燃料貯蔵建屋外壁の表			
		面温度をコンクリート許容温度以下とすることに			
		より,使用済燃料貯蔵建屋の基本的安全機能を損			
		なわない設計とする。			
		また、火災の影響により使用済燃料貯蔵建屋内			
		の空気の温度や流れの状態が変化することを考慮			
		しても、金属キャスクの基本的安全機能を損なう			
		ことはない。			

## 使用済燃料貯蔵事業許可基準規則/事業変更許可申請書記載事項 整理表

	由諸聿派从聿粨	設工認		保安規定
許可基準規則及び許可基準規則解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中明首称的首為	第1回	第2回以降	
使用済燃料の受入施設) 一六条 使用済燃料が蔵施設には、使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れ時において基本的安全機能を確保することができる使用済燃料の受入施設を設けなければならない。  【解釈】 第16条(使用済燃料の受入施設) 1 第16条に規定する「基本的安全機能を確保することができる」とは、金属キャスクの移動に対して、例えば、金属キャスクの移動に対して、例えば、金属キャスク取扱設備の金属キャスク落下防止対策、金属キャスク取扱設備の金属キャスク落下防止対策、金属キャスク相互の衝突防止対策等が講じられていることをいう。	て 及び搬出に係る金属キャスクの移動に対して基本的安全機能を確保する。 金属キャスクの取扱いにおいては、金属キャスクの落下防止、衝突防止、転倒防止を講ずるとともに、これらの事象が生じた時に影響を軽減する損傷防止、また、緩衝体等の取扱いにおいては、落下防止等の対策及び	第1回		保安規定

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申諸書太☆	申請書本文                 申請書添付書類	設	工認	保安規定
间·13基平规划及OFF113基平规划开机	1 113 11 1 2 4	工品自加门自254	第1回	第2回以降	M A MILL
		(a) 受入れ区域天井クレーンで金属キャスクを移送する			
		場合			
		i 受入れ区域天井クレーンは、金属キャスクをつっ			
		た状態で, 仮置き中の金属キャスク上を通過できな			
		いように可動範囲を制限するインターロックを設			
		ける。			
		(b) 搬送台車で金属キャスクを移送する場合			
		i 搬送台車は、金属キャスクの移送を安全かつ確実			
		に行うために操作員による誤操作等を想定し、補助			
		員による緊急停止機構を設ける。			
		ii 搬送台車は、金属キャスク移送時に貯蔵中の金属			
		キャスク貯蔵架台及び障害物との接触を検知する装			
		置を設ける。			
		iii 搬送台車は、電源喪失時及び空気圧縮機の停止に			
		より動力源である圧縮空気の供給が停止した場合に			
		は、金属キャスクを着床させる。			
		iv 搬送台車は、移送速度及び浮上高さを適切に設定す			
		る。			
		c. 転倒防止対策			
		(a) 搬送台車で金属キャスクを移送する場合			
		i 搬送台車による金属キャスク移送時は,急発進及			
		び急停止による加速度又は基準地震動 Ss による加速			
		度が作用しても、金属キャスクが転倒することのな			
		いように移送速度及び浮上高さを適切に設定する。			
		d. 損傷防止対策			
		(a) 受入れ区域天井クレーンで金属キャスクを移送する			
		場合			
		i 受入れ区域天井クレーンは、金属キャスクのつり			
		上げ高さを制限するインターロックを設ける。			
		ii 金属キャスクは、事業所外運搬に必要な緩衝体を			
		たて起こし架台にて取り外し、受入れ区域天井クレ			
		ーンにより金属キャスクをつり上げる場合には、た			
		て起こし架台上で転倒が発生しても、床面に衝撃吸			
		収材を敷設することにより損傷を防止する。(金属キ			
		ャスク搬出の場合も同様とする)。			
		iii 受入れ区域天井クレーンは、仮置架台、たて起こ			
		し架台及び貯蔵架台への金属キャスク着床時に、微			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	由諸聿★↓	申請書本文 申請書本文 申請書本文	設	工認	保安規定
间··1·基中/规划及①前··1·基中/规划开心		T. 阳自加门自28	第1回	第2回以降	<b>水</b>
		速の巻き下げ速度で運用する。			
		(2) 緩衝体, 二次蓋等の取扱い			
		a. 落下防止対策			
		i 受入れ区域天井クレーンは,緩衝体の金属キャスク			
		への落下を防止するため可動範囲を制限するインタ			
		ーロックを設ける。			
		ii 金属キャスクへの落下を防止するため三次蓋,二次			
		蓋及び貯蔵架台は、仮置架台に仮置き中の金属キャス			
		ク上を移送しない運用とする(受入れ区域天井クレー			
		ンの荷重制限 (主巻(90t)及び補巻(4.5t)) 未満では,			
		可動範囲及びつり上げ高さのインターロックが動作			
		しない)。			
		b. 衝突防止対策			
		i 受入れ区域天井クレーンで緩衝体を移送する時は、			
		可動範囲が制限されている。進入の際には許可するス			
		イッチを操作して, 金属キャスクを仮置きしていない			
		エリアに移送する運用とする。			
		c. 損傷防止対策			
		i 三次蓋の取り付け又は取り外しの作業及び二次蓋			
		金属ガスケットの交換作業を行う場合には、三次蓋			
		及び二次蓋のつり上げ高さを金属キャスク上端フラ			
		ンジ面から適切に設定する。			
		(3) その他			
		金属キャスクの基本的安全機能を維持する観点か			
		ら,作業要領を十分整備し,監督者の直接指揮下で金			
		属キャスクの取扱作業を行う管理体制をとる。監督者			
		は、金属キャスクの移送に関して知識を有し、教育・			
		訓練経験を有する実務経験のあるものが従事する。			
		添付六 4. 使用済燃料の受入施設			
		4.2.2 設計方針			
		(2) 金属キャスクの取扱いにおいては、金属キャスクの落			
		下防止,衝突防止,転倒防止を講ずるとともに,これら			
		の事象が生じた時に影響を軽減する損傷防止, また, 緩			
		衝体等の取扱いにおいては,落下防止等の対策及び運用			
		上の制限等を講ずる設計とする。			
		a. 金属キャスク落下防止 <mark>対策</mark>			
		(a) 受入れ区域天井クレーンは, ワイヤロープ,			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	文 申請書添付書類	設	工認	保安規定
们们 <u>盔中观别及</u> 0 间间盈中观别所似	小明日个人	.1. ht 目 t/// 1 目 xx	第1回	第2回以降	N S MLC
		ブレーキ及びリミットスイッチは、故障を考慮し			
		て二重化する。			
		(b) 受入れ区域天井クレーンは,動力源である電気			
		の供給が停止した場合に動作するブレーキを使用			
		し金属キャスクを保持する機構を有する構造とす			
		る。			
		b. 金属キャスク衝突防止対策			
		(a) 受入れ区域天井クレーンは、金属キャスクをつ			
		った状態で、仮置き中の金属キャスク上を通過で			
		きないように可動範囲を制限するインターロック			
		を設ける。			
		(b) 搬送台車は、金属キャスクの移送を安全かつ確			
		実に行うために操作員による誤操作等を想定し,			
		補助員による緊急停止機構を設ける。			
		(c) 搬送台車は、金属キャスク移送時に貯蔵中の金			
		属キャスク貯蔵架台及び障害物との接触を検知す			
		る装置を設ける。			
		(d) 搬送台車は,電源喪失時及び空気圧縮機の停止			
		により動力源である圧縮空気の供給が停止した場			
		合には、金属キャスクを着床させる。			
		(e) 搬送台車は,及び浮上高さを適切に設定する。			
		c. 金属キャスク転倒防止対策			
		(a) 搬送台車による金属キャスク移送時は,急発進			
		及び急停止による加速度又は基準地震動 Ss によ			
		る加速度が作用しても、金属キャスクが転倒する			
		ことのないように移送速度及び浮上高さを適切に			
		設定する。			
		d. 金属キャスク損傷防止対策			
		(a) 受入れ区域天井クレーンは、金属キャスクのつ			
		り上げ高さを制限するインターロックを設ける。			
		(b) 金属キャスクは、事業所外運搬に必要な緩衝体			
		をたて起こし架台にて取り外し、受入れ区域天井			
		クレーンにより金属キャスクをつり上げる場合に			
		は、たて起こし架台上で転倒が発生しても、床面			
		に衝撃吸収材を敷設することにより損傷を防止す			
		る。(金属キャスク搬出の場合も同様とする)。			
		(c) 受入れ区域天井クレーンは、仮置架台、たて起こ			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
IT 12年/05/05/01 125年/05/07/07	1 MA EL 1 24	山明目997	第1回	第2回以降	W S Mile
		し架台及び貯蔵架台への金属キャスク着床時に、微			
		速の巻き下げ速度で運用する。			
		e. 緩衝体,二次蓋等の取扱い			
		(a) 受入れ区域天井クレーンは、緩衝体の金属キャ			
		スクへの落下を防止するため可動範囲を制限する			
		インターロックを設ける。			
		(b) 金属キャスクへの落下を防止するため三次蓋,			
		二次蓋及び貯蔵架台は,仮置架台に仮置き中の金			
		属キャスク上を移送しない運用とする(受入れ区			
		域天井クレーンの荷重制限 (主巻(90t)及び補巻			
		(4.5t)) 未満では、可動範囲及びつり上げ高さの			
		インターロックが動作しない)。			
		(c) 受入れ区域天井クレーンで緩衝体を移送する時			
		は,可動範囲が制限されている。進入の際には許			
		可するスイッチを操作して、金属キャスクを仮置			
		きしていないエリアに移送する運用とする。			
		(d) 三次蓋の取り付け又は取り外しの作業及び二次			
		蓋金属ガスケットの交換作業を行う場合には、三			
		次蓋及び二次蓋のつり上げ高さを金属キャスク上			
		端フランジ面から適切に設定する。			
		f . その他			
		金属キャスクの基本的安全機能を維持する観点			
		から、作業要領を十分整備し、監督者の直接指揮下			
		で金属キャスクの取扱作業を行う管理体制をとる。			
		監督者は、金属キャスクの移送に関して知識を有			
		し、教育・訓練経験を有する実務経験のあるものが			
		従事する。			
		添付六 4.2.3 主要設備			
		4. 2. 3 主要設備			
		(1) 受入れ区域天井クレーン			
		受入れ区域天井クレーンは,使用済燃料貯蔵建屋受入			
		れ区域上部に設置し,受入れ区域における金属キャスク			
		の取扱い,移送等を行う。			
		a. 金属キャスクの落下防止			
		(a) 受入れ区域天井クレーンは, ワイヤロープ, ブレ			
		ーキ及びリミットスイッチは, 故障を考慮して二重			
		化する。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設	工認	保安規定
间"了 <del>盔牛</del> 观别及O间"3. <del>盔牛</del> 观别开心	<b>平明日华人</b>	1. 14 目 4 1 1 目 24	第1回	第2回以降	<b>冰</b> 女/%/C
		(b) 受入れ区域天井クレーンは,動力源である電気の			
		供給が停止した場合に,動作するブレーキを使用し			
		金属キャスクを保持する機構を有する構造とする。			
		b. 金属キャスクの衝突防止			
		(a) 金属キャスクをつった状態で仮置き中の金属キャス			
		ク上を通過できないように可動範囲を制限するイン			
		ターロックを設ける。			
		(b) 受入れ区域天井クレーンは、金属キャスクが仮置架			
		台、たて起こし架台及び貯蔵架台への着床時に、基本			
		的安全機能に影響を与えないように微速の巻き下げ			
		速度で運用する。			
		c. 金属キャスクの損傷防止			
		(a) 金属キャスクの落下時にも基本的安全機能に著しい			
		損傷が生じないように、緩衝体を取り外した金属キャ			
		スクをつり上げる場合には、つり上げ高さを制限する			
		インターロックを設けるとともに、床面に衝撃吸収材			
		を敷設することにより損傷を防止する。			
		(2) 搬送台車			
		搬送台車は,受入れ区域と貯蔵区域の間との金属キャ			
		スクの移送を行う。			
		搬送台車は,圧縮空気供給設備から供給される圧縮空			
		気により、金属キャスク及び貯蔵架台を揚重し、移送を			
		行う設備である。			
		搬送台車は、エアキャスタに圧縮空気を供給し、床面			
		とエアキャスタの間に薄い空気膜(約 0.1mm)を形成さ			
		せることで摩擦力を大幅に低減させ, 小さな駆動力で重			
		量物の移送を可能にするものである。			
		なお、金属キャスクの支持構造物である貯蔵架台は、			
		金属キャスクを移送するためのパレットとしての機能			
		を有しており、搬送台車のフォーク部を貯蔵架台に挿入			
		し金属キャスクを移送する。			
		搬送台車は、金属キャスクの移送を安全かつ確実に行			
		うため、操作員の誤操作等を考慮して、補助員によって			
		も緊急停止できる機構を設ける。また、障害物との接触			
		を検知する装置を設け衝突を防止する。搬送台車で移送			
		の際には、移送速度及び浮上高さを適切に設定する。			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
		I NU E MILL E VX	第1回	第2回以降	VK9X/90/C
		搬送台車は,電源喪失時や空気圧縮機の停止により動			
		力源である圧縮空気の供給が停止した場合には、金属キ			
		ャスクを着床させ、衝突を防止する。			

## 参考

適合の設計方針変更前				
対 策	箇所			
落下防止	(1)a,b,c			
落下・衝突防止	(2)			
重量物の落下防止	(3)			
衝突防止	(4)a,b			
重量物の落下防止	(5)a,b,c,d			
落下・転倒防止	(6)			
転倒·衝突防止	(7)			



適合の設計方針変更(案)		4.2.3 主要設備	使用設備		変更前	
金属キャスク	対 策	箇所		天井クレーン	搬送台車	箇所
	落下防止	(1)a	(1)a	0		(1)a,b
	衝突防止	(1)b	(1)b	0	0	(2),(4)a,b
	転倒防止	(1)c	(2)	_	0	(7)
	損傷防止*	(1)d	(1)c	0		(1)c,(6),(5)c
緩衝体等	落下・衝突・損傷防止	(2)	_	0	_	(3),(5)b,c,d

<sup>\*</sup> 金属キャスクの落下防止,衝突防止,転倒防止を講ずるとともに,これらの事象が生じた時に影響を軽減する損傷防止